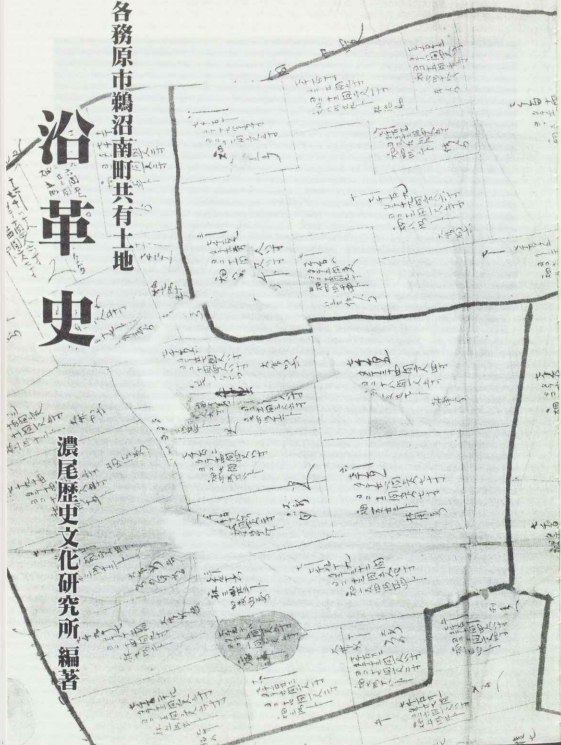


各務原市鵜沼南側共有土地

沿革史

濃尾歴史文化研究所編著



南町共有土地沿革史 目次

第一編 鶴沼東部の歴史

第一章 古代	1
第二章 中世・近世	4
一 鎌倉時代	4
二 寺々の繁栄	7
三 鶴沼に住んだ中世の人々	16
四 江戸時代	18
第三章 近代・現代	22
一 明治・大正時代	22
二 官公署等	23
三 道路・ため池の改修	25
四 鉄道の整備と大山橋	26



空から見た鶴沼東部（緑陽中学校撮影）
(S82.5.28撮影)

五、昭和時代……………	29
六、戦後点描……………	30
七、団地の開発……………	32

第二編 南町共有土地の歴史

第一章 発足から戦前まで……………	35
第二章 南町区民への払下げ……………	53
第三章 戦前の財産移動……………	67
一、昭和三年の村有地の払下げ……………	67
二、磯野医院への賃貸（大塚山）……………	69
三、大同電力会社鉄塔……………	70
四、城山の賃貸（戦前）……………	71
五、川上さだ（貞照寺）への売却など……………	76
六、大西土地への売却（大塚山）……………	78

第四章 戦後の財産移動

一、各務野（岐草街道南）の売却……………	82
二、都築紡への売却……………	83
三、戦後の城山荘……………	83
四、長谷が谷の売却……………	85
五、一宮市鶴沼荘への売却……………	86
六、宝積寺山（原山）の売却……………	87
七、茅場（宝積寺町）の区画整理……………	89
八、戦後の規約改正……………	89

第五章 南町共有土地に関わる史蹟・公共施設等

一、石頭山（城山）……………	100
二、南町弘法堂（観音堂）……………	101
三、南町霊苑……………	102
四、薬師堂……………	104

第一編

鵜沼東部の歴史

- 第一章 古代
- 第二章 中世・近世
- 第三章 近代・現代

五 畑中地蔵

105

六 郷會

106

七 南町公民館

107

八 宝積寺公民館

108

九 山崎クラブ（公民館）と山崎町（山崎区）の成立

108

第六章 会員入退会の記録（判明のみ）

110

第七章 年表

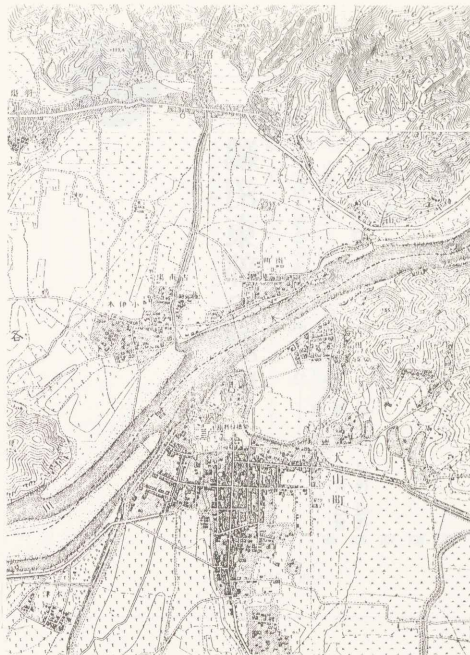
116

あとがき

144

第一章 古代

鶴沼南町には、木曾川の重要な渡し場「鶴沼の渡し」又は内田渡しと呼ばれる所があった。奈良時代以前、この付近に東山道ルートが設定された時以来、国営渡船場として平安時代まで維持されてきたのである。ついで鎌倉時代には鎌倉街道として引き継がれた。近年の研究では、ここで木曾川を渡ることは、可児市へ入るまでの間、尾張国を通過することになり、それは東海道に属する国だから好ましくなく、したがって鶴沼東町から坂祝町を経て太田に至る中仙道ルートが東山道であったとする傾向が強くなっている。各務原市史や関市史がそれである。しかし、この木曾川沿のルートは、岩屋観音という断崖絶壁の所があり、少くとも古代の官道としては到底使用し得なかったことが考えられる。また、鶴沼渡しの先には大山市善師野に「伏屋」という地名があった。この伏屋は、これから山道にさしかかる所などの難所に設けられた古代の街道の難民救済所であったこと、および善師野清水の清水寺は奈良時代にエゾ征伐に向かった征夷大将軍坂上田村麻呂が戦勝祈願に立ち寄ったと伝えられるなど、旧来いわれてきたルートの方が妥当性が強いと思われる。



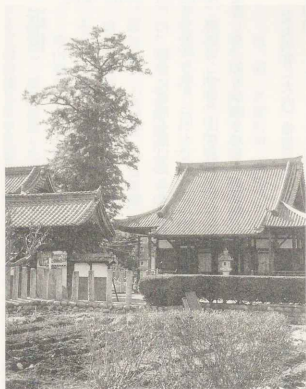
明治40年代の鶴沼東部の地図

古代の渡し場の位置

東山道などの古代官道は、幅も六メートルから十二メートルと広く設定され、しかも極力直線的に築造されたとするのが、最近の発掘成果である。各務原市内の場合でも、これに当てはめて検討する必要がある。蘇原の山田寺や平蔵寺、伊吹庵寺といった古代寺院が集中する所のあたりに郡衙（郡役所）が在ったとみられるが、そのあたりを通過した東山道は斜め南東方向へほぼ直線的に木曾川を目指す。東海中央病院南の東島池南側を通り、三ツ池の神明神社裏手で高山線を横切り、鶴沼第二小学校北側から東海スプリング前を経て、「甚さ」の坂を下り、桜井の清水で一息入れて古市場に至る。ここまでのルートは、明治二十四年の陸軍測量の地図でもほぼ確認できる。

これから先については、犬山側を検討しなければならぬ。犬山側は、今日の善師野川沿いに善師野から富岡前を通り、犬山城下町へ入ることは間違いない。①余坂から直角に折れて北進し、犬山橋か、その少し下流で川を渡ったか、あるいは②魚屋町を直進して練屋町との角で北折し、瓦坂を下って名鉄犬山ホテルに至ったか、③魚屋町・新町をさらに突き抜けて西進し、大本町の常満寺付近で坂を下り、鶴飼町で川を渡り小伊木の正法寺付近に至ったか、の三つのルートが考えられる。このうち①②のルートについては、犬山側の内田と鶴沼側の南町に鎌倉時代、奈良時代の寺跡やその他の遺構・遺跡がほとんど見られない点が弱い。また江戸時代や明治前期の地図に直線的道路を見いだすことも困難である。②は特に瓦坂という急坂があつて、古代の官道としては不適であつ

たとも考えられる。③は鎌倉時代創建の常満寺があり、小伊木の正法寺には樹齢六百年以上の樹の大木があつて、少くとも鎌倉時代には犬山と鶴沼の双方を結ぶルートがあつたと見ることも可能である。このライン大橋下流で渡河するルートが、古代の東山道渡河点としても最も可能性があると思われる。



正法寺境内の大概

第二章 中世・近世

一、鎌倉時代

源頼朝が建久三年（一一九二）に、鎌倉に幕府を開いたことよって、中世武家政治が始まったとされている。その後、三〇年近くを経た承久三年（一一三二）、後鳥羽上皇が幕府打倒を目指した承久の乱がおこった。同年六月、朝廷軍（官軍）は京都の守りの前衛として、木曾川を防衛線に決めて、各所の渡し場に軍兵を配置した。幕府が編さんした史書の「吾妻鏡」によれば、配備は次のとおりであった。

大井戸渡（美濃加茂市太田） 太夫判官（大内） 惟信、筑後左衛門尉有長、糟屋四郎左衛門尉久季
鶴沼渡（鶴沼小伊木か） 美濃目代（斎藤） 帯刀左衛門尉、神地蔵人入道。
池瀬（鶴沼大伊木か） 朝日判官代、関左衛門尉、土岐判官代、開田太郎。
摩免戸（前渡東町・西町） 能登守秀康、山城守広綱、下総前司盛綱、平判官胤義、
佐々木判官高重、鏡右衛門尉久綱、安芸宗内左衛門尉（天野）。
食渡（岐南町印食） 山田左衛門尉、白井太郎入道。

洲 俣（墨俣町） 河内判官秀澄、山田次郎重忠。

市 脇（平田町） 伊勢守光員

これらの渡し場へ北条軍（鎌倉軍）がそれぞれ手分けて押し寄せてきて、六月五日の晩方には大井戸の渡で戦闘が開始された。北条軍が目指した武将には、

鶴沼渡 毛利蔵人、大夫入道西阿

板橋 狩野入道

池瀬 武蔵前司 義氏

摩免戸 武蔵守泰時 駿河前司義村

がある。池瀬のほかは鶴沼渡しとの間に板橋が見えるが、『鶴沼の歴史』では、これは小伊木の下渡し（鶴飼屋の渡し）であろうとしている。『各務原市史』では「承久記」が川上から板橋、気瀬の順に記し、「吾妻鏡」では池瀬、板橋の順に記しており、両所では順番が逆転しているので決め難いが、お互いに近接していたのだろうとする。

東山道のルートの推定では、小伊木町の正法寺付近から河原へ南進し、鶴飼屋渡しを越えて大山の余坂町へと進んだ可能性が強く、内田渡しは中世後半以降の可能性を持つので、この時代の鶴



三浦塚の五輪塔群（正法寺境内）

沼渡しといえは鶴飼屋渡しであつたかも知れず、そうなれば池瀬・板橋の渡しは大伊木や山那の渡しに比定されるかも知れない。

正法寺付近には、三浦大助の墓と伝える塚があり（昭和四十年代のほ場整備で消滅し、正法寺へ移転した）、「濃陽志略」では三浦平六兵衛の墓とも伝えていた。三浦平六兵衛とすると、鎌倉方御家人の三浦平六左衛門義村ともみられるが、義村は摩免戸の渡しで戦功を立て、のち評定衆として活躍したといひ、鶴沼渡しで戦死していない。一方、義村の兄弟の三浦平九郎判官胤義と三浦十郎友澄は、ともに京方に参戦し、胤義は、摩免戸で敗戦している。そのため、この兄弟たちの誰かが鶴沼渡しで戦死した可能性があると『各務原市史』では分析している。

鶴沼荘 美濃国では、鎌倉時代に入つても古代の律令制度の名残りとしての、国司の支配下にある国衙領が広く分布していた。鎌倉時代末期の嘉元四年（一二三〇）の「昭慶門院御領目録」によると、美濃には国衙領が二十三郷、一閭所、一陶器所、一神社に及んでいた。その中で、各務郡内には、鶴沼郷・弓削田本郷・陶器所があつた。「中右記」によれば、元永二年（一一一九）には、美濃国は白河上皇の分国であつたので、これら郷・保からの貢租は白河上皇のもとへと送進されていたのである。この院の分国としての美濃は、宝治年間（一二四七～四九）ころまで確認されるが、その後しばらくは不明とされる（各務原市史）。

この国衙領の鶴沼郷とは別に、皇室領荘園としての後高倉院守貞親王の法華堂領として伝来してきた鶴沼荘があり、四条前宰相（藤原顕家か）が知行していると判明する（正安四年、一三〇二の「室町院御領目録」）。またこの持明院統の荘園としての鶴沼荘は、大覚寺統側の「昭慶門院御領目録」にも「鶴沼荘」として登場するが、『岐阜県史』は、恐らく両統の間で、この頃鶴沼荘の所属をめぐって争つて争つていたことによるのであらうとしており、ひとつの理解の仕方であらうとする（各務原市史）。

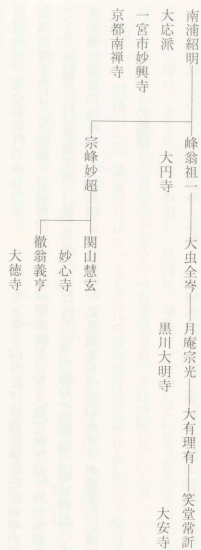
その後、南北朝時代の永和四年（一三七八）正月十四日に、美濃国鶴沼荘宝蔵庵の僧が大般若経第四四巻を書写した記録（谷汲村の横蔵寺所蔵經典奥書）や、「梅花無尽歳」第七巻収録の明応年間（一五〇〇頃）の「牧野葉師寺弘慶再興化縁」に「濃州路各々務郡鶴沼郷牧野邑」とあるような、荘や郷の断片のほかには、国衙領（天皇家領）の変遷を知る史料がみられない。

二、寺々の繁栄

室町時代に入り、南北朝の争乱を終えて世情が安定すると共に、鶴沼の地も寺院が統々と建立されていった。永和四年の谷汲村横蔵寺大般若経奥書に登場する宝蔵庵は、天台宗横蔵寺との関係を見れば恐らく密教系寺院（天台・真言宗）であつたと考えられ、現在大安寺本堂前に置かれている塔心礎石を栗木謙二氏は宝蔵庵のものと推定された。この礎石は、昭和四十年代まで大安寺の東方五百m程の丘上に在つたものであり、これを宝蔵庵と直接結びつけることは難しい。

大安寺 濟北山大安寺は、応永二年（一三九五）に、鶴沼大安寺町の現在地に創建されたと伝え

禪宗寺院で、開山は笑堂常祈和尚（応永十八年七月九日示寂、五〇歳）である。朝廷から「円応大機禪師」の号を追贈された人で、大応派の大有理の禪法を嗣いだ人である。この派は一宮市の妙興寺を開いた南浦紹明（一二三五〜一三〇八）を派祖としており、その法嗣の峰翁祖一は、岩村町の遠山氏に招かれて大円寺を創建した。



こうした経過から、大安寺は但馬黒川の大明寺の末寺で、南禪寺派であった。創建時に、笑堂和尚は、美濃守護の土岐頼益の支援を受けたとされ、境内の土岐・斎藤墓地に土岐頼益の墓がある。ただしこの頼益塔は、戦前に宝篋印塔を集めて造立されたもので、刻銘入りの頼益の宝篋印塔は掛

斐郡池田町の禪蔵寺に現存している。ともかくも、笑堂和尚は、明徳二年（一三九一）に、大有理有の跡を継いで兵庫県竹野町の円通寺（城崎温泉近く）第三住職となり、のち笑堂和尚は近くの篠谷村（兵庫県豊岡町長谷）に濟北大安寺を創建した。この時在地の武將山名氏の支援を受けたことは間違いない。大安寺御宝前、御寄進山名伊豆守、応永三丙子年四月吉日」との刻銘を有する罌口が現存している（出石町の武田ます江氏蔵）。

笑堂和尚がなぜ鶴沼の地にも大安寺を建てたかという点については不明であるが、和尚も大応派の一員として、但馬と岩村の大円寺の間を往來していたのであろうし、また、山名氏と土岐氏の親密な関係からも、東山道を往き來するうちに、鶴沼の閑静な地が和尚の目にとまり、土岐氏の支援を受けて寺を建立することになったという事は十分推察出来る。

大安寺は、二世が無為義端、三世源と代を重ねるうちに、土岐氏よりも、守護代の斎藤氏との結びつきが深くなった。そしてついには、斎藤利永がここに葬られることになった。土岐・斎藤墓地には、「大功宗輔居士、長祿四年五月廿七日」との刻銘を有する宝篋印塔が現存している。元來、斎藤氏の本貫地は八百津町方面（野上城）であったが、木曾川の運材支配の関係から八百津町錦織にある綱場や川上関所と共に、中継港である鶴沼港が重要であるため、鶴沼の支配も利永によって確立されたであろうし、自然的に大安寺が八百津町の大仙寺と並んで斎藤氏の氏寺と化すことになったものと思われる。現在、境内には十ほどの斎藤氏関連の在銘の宝篋印塔がある。

承国寺（南豊山承国寺）（各務原市史通編・中世の承国寺条に南法山承国寺とあるのは誤り）は、

の鈍仲和尚一百年忌香語（天文八年）に、「南豊山承国開基前南禪鈍仲大和尚」とあるように、鈍仲は承国寺の開山でなくて開基として勧請されたのかもしれない。そうすると、実質の開山は、鈍仲の法嗣である悦翁梵愉あたりかもしれない。悦翁の法嗣が土岐政房の弟に当る梅心瑞庸である。承国寺については、寺跡とされる大安寺川東に土塁の跡があり、大安寺川西にも川に沿って南北に一部が残っている。こうした土塁で囲むという城館式の中世寺院はほとんど見られないので、この一帯は、当初は土岐持益の守護館ではなかったかという見方がある（岐阜史学第九号横山住雄論考）。また、承国寺住職をつとめ、のち寺内の春沢軒主であった梅心瑞庸（土岐政房の弟）がある。玉村竹二氏『五山禪僧伝記集成』等によれば、この人は明応五年（一四九六）の春頃示寂した。六十歳。この人の墓と思われる宝篋印塔（基礎のみ）が古市場弘法堂にあり、「明応五丙辰三月十日」の刻銘を有する。基礎の法量（体積）は美濃での標準型（横二・五センチ）の三・三倍を有する中型塔である。このような塔の大きさから見ても、通常の武将や僧よりもはるかに高位の人物の塔と推定され、しかも示寂年月が合致することから、ほぼ梅心塔と断定しても良いことになる。この塔が、承国寺跡とされる大安寺川東から二百メートルも西方に寄せ集められているということ、少なからず春沢軒がその付近にあり、川東地区には無かったのではないかと思われるのである。要するに、川東地区に土岐持益の守護館があり、川西地区に承国寺が建てられていたという時期が考えられるということになって、中世の鶴沼東部史は、さらに重要性を増す可能性を秘めている。なお、承国寺は、織田信長による犬山城・鶴沼城攻めがあった永禄八年七月に兵火で焼亡して廃



古市場町弘法堂の梅心瑞庸塔

土岐持益（大安寺檀越の土岐頼益の子）の菩提寺として、開山に鈍仲全銳を招いて鶴沼古市場町に創建された。ただし、鈍仲全銳は、夢窓派の禪僧で、土岐頼益の帰依をうけて興善院を開創した人である。興善院は美濃国内に建てられ、のち京都建仁寺の塔頭としても建てられ、応仁の乱後まで存続した（玉村竹二「中世前期の美濃に於ける禪宗の発展」）。

美濃の興善院では、明応七年（二四九七）九月七日に、持益の二十五年忌法要が行われている（少林無孔笛）。その頃にも在続していたが、のち廃寺となった。どこにあったか不明であるが、頼益の墓（興善院殿寿岳常保居士の銘宝篋印塔）が、今日禪蔵寺に集められていることから見れば、禪蔵寺の塔頭であったか、ごくその近くに興善院は存在したと思われる。

承国寺が史料に見える初めは、長禄二年（一四五八）で、景隆が住職として入寺している。この時すでに承国寺は、足利将軍の認可がなければ住職として入寺出来ないという、官寺として「諸山」という格式ある寺に指定されていた。当然土岐・斎藤氏が強力に幕府に働きかけたことによるのである。それにしても鈍仲は永享十二年（一四四〇）三月二日に建仁寺興善院で六十五歳で亡くなっており、承国寺が開創されたと推定される文安二年頃（一四四五）にはすでに故人であったことから、内閣文庫本「明叔録」

寺になってしまった。大正時代に川東に常国寺記念堂が建てられている。川西の八坂神社は、承国寺が京都八坂神社の莊園・加茂郡深田郷の年貢徴収に当たっていたので、承国寺近くに勧請されたものと思われる。

長福寺

明応年間(「船田戦記」に鶴沼の長福寺の名が見え、また「万里集九作(品拾遺)」「五山文学新集・六」に、万里集九の南英号説が収められていて、南英勝公という僧は石丸舟波守利光の子で、東濃州の亀養山長福寺住職安心和尚のもとで修業中であると述べられている。こゝでの東濃州というのは、今日の「東濃」を指すのではなくて、単なる濃州の修飾語である。この長福寺は京都の東福寺(山派本山)の末寺であり、安心和尚はその桂昌門派の人(桂昌五世の法孫)であった。

また、文明十五年(一四八三)には、斎藤駿河守の子息の俊叔も、長福寺で修業中であり、この年、万里集九から俊叔という道号を授けられている(梅花無尽蔵・六)。父親の駿河守はこの前年の文明十四年九月二十一日に亡くなり、大安寺へ葬られている(福悦院殿前駿州太守徳海宗弘確定門)(大安寺史)。また万里は二十歳になる長福寺の祖誕蔵主という僧にも天初という道号を授けている(梅花無尽蔵・七)。

明応年間(一五〇〇頃)には、長福寺で観灯会が催され、妙心寺派の東陽英朝も招かれて、一属を上呈しているが(少林無孔笛、残念ながらその寺跡は全く不明である(各務原市史には長福寺の記事は無い))。

竹林寺

妙心寺派の僧・東陽英朝の語録「少林無孔笛」には、元中昌祐尼大姉を土葬した際の香

語がみえ、「鶴沼の竹林寺に住し、四十二歳、四月八日を以つて寂す」とある。また、小伊木町の正法寺へ寄せられた三浦塚所在の五輪塔中に、「元中昌祐大姉、文亀二年壬戌四月八日」という刻銘のあるものがあり、文亀二年(一五〇二)に三浦塚近くへ葬られたことがわかる。従つて竹林寺も三浦塚付近に在つたと考えられる。その寺名の傾向から見れば、竹林寺ははじめ天台宗か真言宗であつたらしく、大山市維鹿尾の寂光院本堂裏手の大型宝篋印塔にも「竹林沙門蔵広化立、貞治丁未歳」という刻銘がある。竹林寺の蔵広が造立したという意味であろうか。鶴沼竹林寺との関係が濃厚だと思われる(各務原市史不載)。

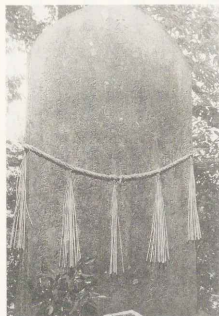
薬師寺

鶴沼郷の牧野村に牧野薬師寺が在つたことは万葉集九の「梅花無尽蔵(七)」にみえる(「牧野薬師寺仏殿再興化縁疏」という一文によつて知ることが出来る。ただ牧野という地名は鶴沼に残つておらず、大伊木地区の大牧か、あるいは城山莊東側の木曾川の入江「清水巻」の二ヶ所が近い地名といえる。いずれも、木曾川の水流が逆巻くところから名付けられたものであろう。また薬師という地名は、鶴沼南町に字薬師があつたし、鶴沼山崎町に字東薬師があつたので、そのどちらかに当る可能性がある。また、字東薬師の北側(字大塚、今の山崎町七丁目で、R二二号線沿北側)には薬師堂がある。この薬師堂は清水巻から三、四百メートルの距離にあり、万里集九の言う薬師寺に最も近いかもしれない。ただし現在の位置というよりは、百メートルほど西側の小さな池のあるあたりが寺跡としては最もふさわしいかもしれない。

この化縁疏によれば、明応の頃に仏殿を再興したのは紹範と紹伝という二人の僧であつた。この



城山山頂の山神碑等（昭和40年代）



城山山頂の大沢氏歴代供養碑（昭和40年代）

そして、それから十二年ほど後の永正九年に、鶴沼を訪れた禪僧今雨は、その風光絶佳な景色に感動し、「鶴沼記」という一文（漢詩文で四十韻）をのこしている。そのほとんど末尾のところに、たまたま清水に遊び帰計を忘る。閑かに白山に對して眺望に堪ゆ。けだし只時々宝積を張る。経はすべからく日々金剛を誦じん。此の中の緇素（僧）は多少を知る。」とある。

つまり、清水巻の近辺を歩いて、思わず帰るのを忘れ、城山（石頭山）に登って対岸下流の白山（現大山城のある山）を眺め、また時々は東北方の宝積寺の方を見やつた。山下の金剛寺では、読経の音が絶えることなく、在籍僧の中には旧知の人もあるというを書き残しているのである。つまりこの頃でも石頭山には築城されていなかった可能性が高いと思われる。

寺は五百年前に某阿闍梨が創建したもので、その後土岐氏の一族である水月觀光（居士）が教寺（密教寺院）を改めて禪寺とした。そして平心処齊を招いて開山としたという。平心処齊といえは、池田町に土岐頼忠の頼みで禪藏寺を建て、また瀬戸市に定光寺を開いたりした著名な禪僧である。そしてこの薬師寺は、本尊が行基菩薩の作である薬師如来であるが、今から二十年前に火災の為に全焼してしまった。そこで兩名が努力して奇運をつのり、ようやく仏殿を再興したというのである。その祝詞を、同じ鶴沼に住む著名人である万里集九が頼まれて、一文を作って上呈したのであった。

城山と臨川庵 応仁の乱をさけて鶴沼に庵居した万里集九の「梅花無畏藏、第七卷」に、自作の「臨川庵記」が収められている。それによれば、鶴沼郷の城山近くに金剛寺という霊場があった。一方、尾張国丹羽郡山名庄（扶桑町）の乾耕院主は、瑞泉寺住職の雲谷和尚に入門した人で、のち岐阜市の瑞龍寺で悟深宗頼にも師事した人であるが、金剛寺の傍に一庵を建て、臨川庵と名付けて隠棲することになった。そこで、これを記念して、院主は万里に「臨川庵記」なる一文を書いてもらったのである。万里は「私が鶴沼へ来てからすでに二十余年を経て、近辺のことをようやく熟知するようになった。庵から北を見れば諸峯が連なつて緑深く、南を見れば木曾川が一条の長江をなし、筏に組まれた巨木が縦横に浮かぶ」と歌った。また院主が万仞の断崖とは、鶴沼ではまさに上流側に筏の中継港（通称清水巻）を控える城山以外には考えられない。つまり万里晩年の明応年間（一五〇〇頃）には、城山の地にいまだ大沢氏は築城していなかったことの証明にもなる一文といえるのである。

三、鶴沼に住んだ中世の人々

万里集九 ばんりしゅうきゅう 中世の鶴沼を語るのに、省くことが出来ないのが、万里集九である。禪僧で東福寺派の僧として京都で活躍していたが、応仁の乱を避けて美濃へやってきた人である。それだけならば当時よくあった例として特筆されることは無いが、文筆（漢詩文）に優れていて、その作品を自ら「梅花無尽蔵」と題して七巻にまとめたものが伝来しているのが、その頃の万里の交友を通して色々な人物や地誌が読みとれる点で、大きな評価をうけている。この人が禪僧としての戒律を破って妻帯し、二子をもうけたことも特異である。

文明三年（一四七二）ころに万里は鶴沼に住み、妻帯した。そして文明五年には長男千里が誕生している。その後、二男百里も生まれた。身辺のことが一応片付いたと思われる文明十年以降、再び文筆活動を始めた。特に親交を深めたのは、承国寺の人々で、中でも梅心瑞庸という無二の親友には、千里瑞翼を預けて修業させていた。残念なことにこの千里は、文明十三年（一四八二）五月にわずか九歳で亡くなってしまった。

また、大安寺の僧たちとも交友関係を結び、妙心寺派の悟溪宗頓・東陽英朝・景川宗隆とも知己の間柄であった。そして、時の美濃の執権齋藤時是院・妙純、尾張守護代の織田敏定等の武将たちとも交友関係にあった。

文明十四年（一四八二）頃からは、関東江戸城の太田道灌とも曹洞宗僧の大林正通おほのくまを通して知り

あい、文明十七年（一四八五）九月七日には道灌の招きをうけて関東へ出発した。

長享三年（一四八九）五月に鶴沼へ帰着してからも文筆活動を続け、また「天下白」、「帳中香」、「曉風集」、「臨濟鉢梅庵鈔」、「棘門集」などの撰述を進めていった。

万里は、長男の千里を大安寺西側の西町共同墓地に葬ったようであるから、多分鶴沼西町に居を構えていたと思われる。万里の没年月日は不明で、文亀二年（一五〇二）四月、七十五歳の作品が確認出来るので、それから間もなく亡くなったものと思われる。

鶴沼城と大沢氏 鶴沼南町の犬山橋北詰にある岩山が、城山と呼ばれていて鶴沼城の跡である。

丁度新犬山橋の北詰の所には、川岸から北方へ壮大な土塁が残存していたので、西方からの攻撃にも備えた城であったことがわかる。織田信長が、永祿八年（一五六五）に犬山城を攻めた時、木下秀吉によって調略されたのが城主大沢次郎左衛門であった。

大沢次郎左衛門の家は、大山市の本龍寺文書によれば、室町時代の中頃には鶴沼城を築き、代々居住していたと記されているが、「城山と臨川庵」の条で述べたように、明応年間には臨川庵があり、また、永正九年（一五二二）にこの城山へ登った今雨の「鶴沼記」によっても、城が築かれていたという状況には無かったことがわかる。恐らくは、斎藤道三かその子義龍に仕えた大沢次郎左衛門が、国境線の防備の為にここに築城を命じられたものと思われる。

また、羽場町のにんじん通り沿いには三ツ塚があり、大沢氏夫妻とその子の自刃地とされている。その碑に「大沢和泉守、法名月窓祐円信士、永祿五年八月十五日」などと刻まれている。永祿五年

ではなくて永禄八年の誤りかと思われるが、それにしても、城を出て、ここで木下秀吉軍と戦ったものなのか、ここまで逃げて来て亡くなったものなのか、戦との関連が解明出来ない。

いずれにしても、大沢次郎左衛門は、秀吉の説得を受け入れ、開城して去ったという。城の本丸に当る山頂からは焼けた米が出るといわれ（濃陽志略、今もあると思われる。次郎左衛門が火を放って退去したのか、信長の命令で秀吉が建物を焼き払ったかのいずれであろう。以後ここは廃城となった。

四 江戸時代

鶴沼は、関ヶ原合戦後の一時期、旗本の熊岡九右衛門と林右衛門（高一〇八六石五一五）による分割支配をうけたようであるが、慶長十七年（一六二二）四月十日、鶴沼村（村高三〇六石六四五）は尾張藩領に編入された。

江戸初期の寛永七年（一六三〇）の鶴沼村庄屋は、甚蔵・太郎左衛門・八右衛門・藤五郎・長兵衛の五名で同年の別の文書では、太郎左衛門・長七・甚蔵・長兵衛・太郎右衛門の名がみえる（大竹文書、鶴沼の歴史。このうち長兵衛は桜井氏（西町）、太郎左衛門は大竹氏（南町）、太郎右衛門は国定氏（羽場）と思われる。江戸時代を通して、小伊木・古市場・大伊木に庄屋が置かれた史料はなく、東町は江戸後期に山田勘之右衛門や野口定兵衛が登場してくる。村高三千石余の大村であ

るため、一村一庄屋ではなかったのである。

中仙道鶴沼宿場 中仙道六十九次の街道が制定されたのは江戸初期慶長七年（一六〇二）のこと^{安定書}で、その当時は、大山廻りと太田・坂祝経由との二本立てであったらしい（慶長十六年の大久保長

その後大山廻りは中止となつて、太田宿経由のみに集約されたが、その時期は、寛永十八年（一六四二）以前ではないかといわれる（鶴沼の歴史。この年すでに南町・古市場のほかに伝馬町の名がみえることよるので、もっと早い時期に鶴沼宿は西町・東町へ移動していたかもしれない。

鶴沼宿場は、中仙道沿いに東西に長く設けられ、羽場町の坂から東町の赤坂登り口までの約八百メートルの間であった。本陣は西町の桜井家、脇本陣は坂井半之右衛門家（桜井家の西隣。問屋は、東行が東町の野口家、西行が本陣桜井家の兼業であった。脇本陣は、幕末に坂井家から野口家へ変更されている。このような多少の変更はあったものの、江戸時代を通じて両側に旅館などが並び、道行く人々に宿などを提供し続けたのである。

明治維新と共に五街道制が廃止となり、ついで東海道線や中央線の開通によって、宿場はどこも急速に衰退していった。明治二十四年の濃尾大震災はこれに追い討ちをかけることになった。現在鶴沼宿で江戸時代の旅館が遺っているのは、西町の二の宮神社南西の梅田家（旧若荷屋）のみである。

新田開発 尾張藩では、藩財政のためなどで新田開発を推進していた。早いものでは、寛永年間入鹿池築造に伴う新田開発や、木津用水による木曾川導水と新田開発などの事業を進めてきた。

そして江戸中期の享保年間からは、鶴沼村でも各務野の原野を開発する事業が始まった。享保六年（二七二）には、三ツ池新田で七町九反六畝二歩、内野新田で八反一畝二六歩の開発にこぎつけた。しかし、その後の開発は進まず、藩では享保十一年になって、さらに開墾を命じたこともあり、次第に開墾畑が増加し、文化九年（一八二）には、三ツ池新田で二〇町歩以上、内野新田で四町歩以上となっていた（鶴沼の歴史）。しかし、いずれにしても畑作が中心であり、入植しても強度の酸性土壌のために作物の収量は上がらず、離作する人も続出した。明治に入って石灰が導入されて、土壌の中和が進み、また鉄道の開通などによって畑作物が都会へ運搬出来るようになるまで困難な時代が続いたといえる。

山林の状況 鶴沼村の山林・原野は、原則として尾張藩の所有地であり、村役人である庄屋が代表して山年貢を納入することによって、村人が山林等へ立入り、柴草を刈ったり落葉を集めたり出来ることになっていった。立入る山は集落ごとに分割されていて、それぞれ規則に従って利用していたわけで、こうした入会権が、明治以降の各集落の財産区有財産へと変遷してゆく。

新田開発の場所となった各務野は、柴草以外に利用価値の無い所とされて、戦国時代までは、各村々との境界も明確でなかった。しかし、時代が安定すると共に境界争いが起きることになった。鶴沼村でも、各務野をめぐる各務村と境界争いが起こり、庄屋の大竹太郎左衛門らは身を賭して尽力し、三百町歩の各務野を確保したのである。各務村はこの段階で各務野をほとんど所有できなくなった。

尾張藩としては、この三百町歩に対して、初めは非課税であったが、慶安四年（一六五二）になって、野年貢を課すようになった。

一方、鶴沼村の北側に広がる山林は、藩から村が借りて入会地としていたわけで、山年貢は三石であったが、元禄七年（一六九四）には六石に増税された。そのうち、宝積寺山については、寛永十一年（一六三四）五月十七日に大山城主の成瀬隼人正が鶴沼村から借用した記録がある（鶴沼の歴史・大竹文書）。また、各務野でも、内野新田の往還南側で二九町歩余を、慶安五年（一六五二）から成瀬氏が村から借り、年貢を村へ出しているが、これらの山林・原野は、大山城下の人々の山林・落葉確保のために成瀬氏が手配したものである。

第三章 近代・現代

一、明治・大正時代

明治維新によって、それまでの米を主体とする経済体制から、金銭を主体とし、産業立国とする道へ大きく変換してゆくことになった。民有地には地価が定められ、地券が発行された。地券は後の権利書に相当するものであり、また、この地価に基づいて税金が課せられる。

一方これまで寺社が保有していた境内地や山林の多くが国有になり、各藩有山林もほとんどが国有となった。明治二十年代以降に、これらの払い下げ運動が展開されてゆく、こうした動きの中で、鶴沼村でも、ほとんど国有となった山林が、旧入会地に照らして各集落へ払い下げられたのである。後編でも述べるように、明治・大正期のこうした集落有（たとえば南町区所有）の財産は、処分や賃貸には、村長の許可と村議会の承認を要する変則的なものであり、時代の変革には合致しなくなりつつあった。

二、官公署等

鶴沼村役場は、明治五年から同十七年五月までの戸長^{（三）}役場時代は、戸長の自宅を役場としていたが、同十七年九月に官選戸長（太田俊平）が就任すると共に、西町の民家を借りて村役場とした。

明治二十四年十月二十八日の濃尾大地震でこれが倒壊したので、一時仮設の時を経て、明治三十五年から西町の坂井銀右衛門宅内の建物を借りて村役場とした。村役場用として大正二年に敷地を購入し、鶴沼第一小学校西側（今のJA鶴沼支店の位置）に役場が建てられたのは大正三年頃のことであった。歴代の村長については『鶴沼の歴史』と『鶴沼町百年史』を参照のこと。鶴沼郵便局は、明治七年に、西町の武藤嘉左衛門が許可を得て鶴沼駅四等郵便役所を開設した。その後、明治十三年頃には扱役は武藤嘉左衛門であるものの、引請人は武藤孝四郎となっており、実質的経営は嘉左衛門（武藤酒造）の北側の武藤孝四郎であったらしい。明治二十一年三月には、孝四郎が三代目鶴沼郵便局長に就任している。鶴沼の学校は、明治六年二月に、西町の旧本陣坂井吉兵衛宅に開設された新々舎がその始まりであった。新々義校とも新々学校とも称した。校長は、大山藩校教道館の教授もつとめた村瀬太乙であった（明治七年には戸田幸一郎が校長となる。生徒数は男子一二七名、女子二五名、先生は三名であった。明治八年九月には、これが南北二校に分立され古市場に鶴沼南校が出来た。三ツ池は遠方の為に、前渡村公立時習小学校に委託通学となり、これは、明治二十五年二月の三ツ池尋常小学校創設まで続く。このあとも変遷をしつつ、西町の鶴沼第一小学校の

地に、明治二十七年四月鶴沼小学校の校舎起工式が行なわれて統合された。鶴沼第二小学校の変遷など詳細については『鶴沼小百年』を参照。

南町産業組合 鶴沼村では、羽場町の鶴沼第一産業組合が第一号として明治三十九年十二月二十二日に設立された。南町区でもこうした動きに押されて、村内五番目に、有限責任南町信用購買販売生産組合が設立された。明治四十四年三月に、申合組合を組織し、同年十一月二十日に許可されたものである。組合員五十三名で、主宰者の大竹亮三を組合長として、組合長宅を事務所にした。

南町信用購買販売生産組合と組合長 (大正9年)



ついで、現在の公民館の地に、長さ十間半、幅五間(五二・五坪)の事務所を千百九十二円余で新築し、大正四年十二月二十五日に移転した。大正七年には、宝積寺(今の公民館の所)に、長さ六間半、幅四間半の物品取扱所を新築した。これらの土地は、現在の南町共有土地の土地で、当時の南町区(南町区)の所有地なので、当然村長や総会の承認を得てのことであろう。大正九年には『十周年記念・組合事業一斑』を発刊している。この組合は、昭和九年頃に保証責任南町信用購買販売組合と改称し、昭和十六年末に鶴沼村産業組合へ統合された。前後の組合長は大竹政太郎である。

鶴沼銀行 鶴沼銀行は、明治十五年一月に、野口一郎・坂井銀

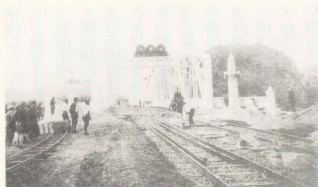
右衛門・武藤嘉左衛門・山田平次郎・阿部源市という村の有力者によって組織された共進社を発端としていた。明治三十一年八月に発展して鶴沼合資会社となった。同年末の預金高は五三九六円であった。ついで明治三十四年四月十八日に合資会社鶴沼銀行と改称した。資本金も一万円から一万五千円に増資されている。明治三十六年七月八日には、これが株式会社に改められ、資本金も五万円に増資された。また勝山代理店(坂祝町)や各務野支店も開設されるなど順調であったが、大正九年の大恐慌により、村瀬銀行の傘下となり、昭和七年頃にはついに活動を停止した。

電灯事業 鶴沼村に電灯が引けたのは、『鶴沼の歴史』によれば大正七年五月だ。たという。南町区では、大正九年に勝野錠太郎・石黒勝三郎両家に電灯引込み補助金の支出を決定している(南町区有文書)。この頃電灯線敷設も整っていったのであろう。ランプ生活からの脱却は、何よりも文化生活の証となったと言える。

三、道路・ため池の改修

合戸池 明治二十四年十月二十八日の濃尾大地震で合戸池も決壊し、下流の田畑に大きな被害をもたらした。今の新鶴沼台・鶴沼台の一部などである。そこで翌年には異費で再築堤が完成した。中仙道はこの合戸池の堤下を通り、うとう峠を経て坂祝町の観音坂へと東進している。

国道の改修 中仙道の難所として、うとう峠がある。観音坂も難所の一つであった。明治維新後、



軌道工事中の大山橋（大正14年）

各務原鉄道は、大正初期から岐阜・鶴沼間に民営電車線を引く動きがあり、大正三年にはこの電鉄株の募集が鶴沼でも行なわれた（羽場区有文書）。その後、大正十二年三月になって、蘇原銀行頭取の平光四郎や美濃電気軌道線の監事役の中島淳らが中心となって北長森村から鶴沼に至る電車線整備の免許をうけた。当初は北長森の美濃町線から分岐して鶴沼に至るルートであったが、大正十二年十月に現在のルートに変更され、翌十三年四月十三日には各務原鉄道が開業した。こうして、大正十五年一月に安良田（田神の西）から各務野（三神野の少し西）間が開業し、八月には二連隊前（今の名電各務原駅東側）まで延長され、一年後の昭和二年九月には東鶴沼（今の新鶴沼）までが開通した。

一方、名古屋鉄道側では、名古屋・大山間まで明治四十五年に

激増する交通量に対処するため、岐阜県では明治二十二年に観音坂下のバイパスと、木の巻から宝積寺・山崎を経て東町の宿場へつなぐ国道バイパスを完成させたのであった。これは「鶴沼便道」と名付けられている。明治十二年に、大山側の内田渡船株に南町組渡船社が参加することになって、三百円を内田側へ出資した時、「中七・九尺の新道を南町組渡船社の手で開設した場合には、内田側が工費負担分として三百円を南町組に返却する」という協定を結んでおり（南町大竹文書、県のバイパス完成によってこの約束が半ば成ったことになる。南町組渡船社では国道の山崎から城山荘裏を通して渡船場までの三百間（五百四十メートル）を改良したり一部新設したりする、山崎新道の開設願いを提出している）、間もなく約束は果たされたのであった。これらの事業を記念して、高山線第一トンネル入口の国道二二号線沿に、明治二十一年に内田渡船連中と鶴沼南町とが造立した地藏尊が現存している。

四、鉄道の整備と大山橋

高山線は、大正八年五月に岐阜で起工され、大正九年十月二十五日に岐阜・各務ヶ原間の鉄道工事が完成した。それから美濃太田までの間については、大正八年八月にルートが確定し、大正九年二月に起工、同十年十一月十二日に開通した（日本国有鉄道百年史）。大正六年五月から大正九年六月まで鶴沼村長をつとめ、その用地買収等に協力した坂井銀右衛門は、次期の竹山寿夫村長から、

開通していた。大山線を関まで延伸する計画で、県道の大山橋架橋にあわせる形でとりあえず鶴沼まで開通させることにした。大正十四年十一月の大山橋完成後、軌道と駅舎等の整備を進め、大正十五年十月一日に開業した。翌年関への延伸は断念し、新鶴沼までが大山線となったのである。

大山橋 その架橋は、早くも明治二十七年八月三十一日に、鶴沼村南町の太竹藤之助と大山町の土岐為吉による有料木造トラス橋の架橋申請がなされている。幅二間(三・六m)、長さ百四十間(二五二m)の長大橋であったが許可に至らなかった。許可されても洪水ですぐ流失したのである。その後架橋は計画され、明治三十三年に大山町長竹田国太郎が町議会に図り、また瑞泉寺の関蒙堂老師の協力で、とりあえず余坂から天王坂を通じて木曾川までの一直線道路を開くことになり、明治三十四年から三十七年をかけて完成し、県道に指定された。それと共に、明治三十七年には、もつと下流にあつた渡し場を今の大山橋下へ移動させ、川にワイヤーを張る岡田工に改良した。

こうした運動に支えられても、日露戦争などで計画は進まず、大山橋架橋工事が着手されたのは大正十二年一月十八日のことであつた。愛知・岐阜の両県に名古屋鉄道網が相乗りする形で、これには、愛知県海部郡八開村選出の代議士・三輪市太郎が大変尽力した。鶴沼村の人々は大いに感謝し、その結果、架橋の見通しが立った大正十二年三月には、城山を三輪氏の別荘兼旅館として貸すことになるのである(後編参照)。

大山橋は大正十四年十月十二日に完成し、盛大に渡橋式が行なわれた。工事費は六十六万六千円で、二十八万円を名鉄が負担した。

五、昭和時代

昭和に入つて、鶴沼駅前や各務原駅前が発展したのは、高山線や各務原鉄道・名古屋鉄道などの交通網の整備に負うところが大きい。また、各務原(東半)に飛行第二連隊が出来て、昭和に入つてしだいに区域が拡大され、將兵の数も多くなつていったことが、駅前地区の発展にもつながつていた。

そのほかでは、鶴沼村内は純農村として変化は少なく、大幅に変革したのは、昭和四十年代以降に北部丘陵地が住宅団地として開発されてからである。

戦前は、昭和三年に日本ラインが新日本八景の一つに入選するなどして、大山が観光地として脚光をあびていた。昭和五年には、桃太郎遊園が開発されたが、対岸の宝積寺地区も景勝の地であることには変わりがない。そこで、女優の川上貞の夫である福沢桃介は、宝積寺地区に大遊園地を造るという計画を、昭和三年七月に発表した。宝積寺集落の北、高山線第一トンネルまでの間は、南町の共有山林であつたので、坂祝村の有力者兼松照の仲介でこの土地を入手し、木曾川の対岸にある継鹿尾観音、ケールカキを通し、また日頃信仰している観世音を奉安する寺院も建立するというものであつた。昭和三年七月五日付新愛知。結果的には、このような壮大な計画は実現せず、昭和三年十二月に、字茅場で六反(六〇〇坪)ほどが川上さんに売却されたにすぎなかつた(後編参照)。

川上貞は、その後昭和六年に「金剛山桃光院貞照寺不動尊」の建設に着手し、昭和七年に本堂が建てられた。今日の貞照寺である。国道の東側（木曾川岸）には万松館という別荘も建てられている。なお、山崎町と宝積寺町の間（現在は都築紡績の所有）の後藤別荘は、大正十三年に岐阜で後藤毛織（後藤モスリン）を経営した後藤氏が建築したものである。

大塚山（山崎町七丁目）は、昭和十三年に大西土地拓殖（光青不動産）が、南町共有土地から買い上げて、分譲地として販売したもので、鶴沼地区での住宅開発第一号となった。これは土地のみの分譲で、幅員五メートルほどの道路を造り、現状有姿で分筆した区画の販売であった。分譲中に倒産し、道路が鶴沼村へ引き継がれなかったために、私道問題で長らく苦しむことになった。その過半が解決したのは平成十三年のことである。

六、戦後点描

各務原の東飛行場は、昭和十六年に東方へ大拡張され、南町共有土地の所有地（字岐阜街道南）二反九畝が航空本部に買収された（後編参照）。終戦と共に、これら広大な用地は旧地主に返された。また農地開発管団岐阜各務原事業所の手で一・一九名が入植したりして開墾を進めた。入植地は朝日町一帯である。南町でも再び払い下げを受けて耕作してきたが、昭和三十八年に鶴沼町の仲介で企業（日本毛織）に売却した。

濃尾用水頭首工は、戦後木曾川の河床が低下したために、木津用水の取水が困難になったということで、昭和三十年七月に立案された。宮田用水・羽島用水も同時に取水するダム建設である。これについては、誕生したばかりの大山市では、観光資源がかわされるとして反対したが（中日新月异）、農林省直轄事業として昭和三十三年四月に起工した。えん堤上の道路は幅二mで計画されていたが、同年六月、鶴沼町と大山市で幅六mとするように陳情し、工事途中から六mに変更された。

昭和三十六年三月、国道二号線は、宝積寺地内で高山線を越す鶴沼跨線橋が完成し、あわせて国道幅員が五mから九・五mに拡幅された。つづいてコンクリート舗装工事も進められたので、沿道民家はホコリから開放されることになった。

これより前の昭和二十六年には、宝積寺地内に都築紡績の工場を建てる話が町役場へ持ち込まれた。栗木町長は小伊木河原一帯を提案したが、水利と交通の便のために会社としては宝積寺に立地を限定していたので、その線で購入が進められた。敷地二万七千坪で、買取単価は畑で坪当たり五三三円余であった。しかし、工場用地が名古屋市上水道取水口の上流側だった為、愛知県側で反対運動が起きた。その後、工場前の木曾川で取水し、排水は名古屋市の取水口の下流にある天神川（山崎町）とすることで合意し、昭和二十八年に起工、昭和三十年五月に竣工した（鶴沼の歴史）。

日本毛織も、各務原の旧飛行場跡地で敷地二七万㎡余を買収して、昭和三十三年九月一日に操業を開始した（鶴沼の歴史）。

七、団地の開発

鶴沼東部における団地開発については、『各務原市史・通史編現代』で緑苑団地をとり上げているのみで、他はほとんど記述が無い。

東部での団地の第一号は新鶴沼台団地であった。これは、大阪市東区南久宝寺町五一―一八の小林住宅(株)社長小林三郎氏が昭和四十年代初めに開発したもので、九六七戸の建売分譲であった。団地は、東町共有の通称丸山が主体であったが、原山(宝積寺山、字茅場の西端で九反歩(九〇九七坪)ほどが南町共有土地から同社へ売却された(後編参照)。

東町団地(のちの名鉄鶴沼緑苑団地)は、東町の共有山林を主体として、南町分についても、昭和四十三年十二月に二七五反七畝五歩(八二七一五坪)の通称長谷ヶ谷全部を売却し、その山林に開発された(後編参照)。計画戸数は三一六〇戸で、昭和四十七年に第一次分が着工された。

宝積寺団地(のちの新鶴沼台)は、南町共有土地所有の原山(宝積寺山・字茅場)を主体としており、昭和四十五年三月の岐阜ガス(買主長良不動産)への売却面積は三三町三反余(二〇〇一三〇坪)であった。これに、大洞の水田、金田池、南側の民有山林を含むもので、計画は二八二戸であった。



小林住宅団地(鶴沼台)の造成(昭和42年頃か)
(今の第3小学校付近から望む)

西町(興人)団地はこれに続いた団地で計画二二〇〇戸であったが、昭和五十年に興人(株)の倒産騒ぎがおこった。今日のつじヶ丘団地である。

これらの団地の誕生によって、鶴沼地区の人口が爆発的に増え、小学校が第三小学校、緑苑小学校、八木山小学校、陵南小学校と相次いで新設されていった。しかし、これらの団地で生まれた人々は、この鶴沼が故郷となるのであり、新田の住民が混然一体となって今後の町づくりは推進されてゆくことになると思う。そうした時に、鶴沼東部の町の成り立ちについて、少しでも本書が役立てば何よりである。

第二編

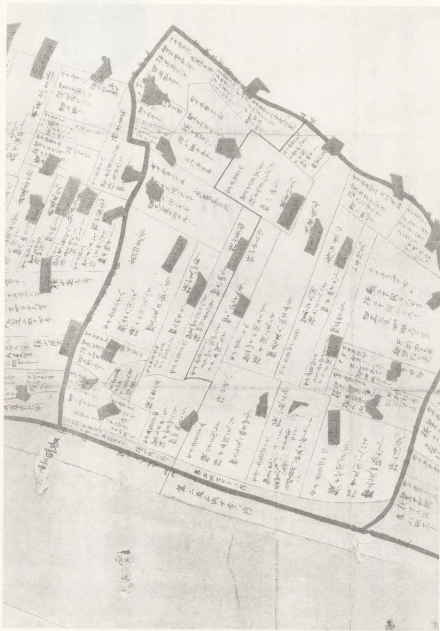
南町共有土地の歴史

- 第一章 発足から戦前まで
- 第二章 南町区民への払下げ
- 第三章 戦前の財産移動
- 第四章 戦後の財産移動
- 第五章 南町共有土地に関わる史蹟・公共施設等
- 第六章 会員入退会の記録(判明のみ)
- 第七章 年表

第一章 発足から戦前まで

昭和初年における鶴沼村の林野は、公有林三六五町三反で、そのうち県有が三二町二反、各集落所有が三三三町一反であった（鶴沼の歴史引用「県統計集」）。他に私有が四六二町歩、社寺有が六町歩あるとされている。このうち各集落所有とは、南町・東町・西町・古市場、小伊木・大伊木・羽場・各務野・内野新田・三ツ池新田の十集落であり平均三十三町歩ほどの山林を所有していたことになる。

これらの集落有（区有）の山林等は、江戸時代には、ほとんどほとんどすべて尾張藩有の土地であり、明治維新と共に国有地（皇室の御料林など）に移管されたのである。それが各集落に払い下げられたのはいつであろうか。犬山市の楽田では、代議士・松山義根氏の尽力で明治二十三年に払い下げられた例もあるが、一般的には明治三十年代であった。三ツ池区有文書によれば、鶴沼村字野中・畑畑・杉跡で御料地二十四町五反七畝三歩の払下げを受けたのは、明治三十一年三月に出願して、許可は明治三十三年九月二十六日のことであった。村内で三ツ池新田（三ツ池区）だけが単独行動をとっていたとは考えにくく、村内各区が同一行動をとっていた可能性は高い。南町組（南町区）には、この時の史料が残っていないけれども、この頃のことであったのだろう。



明治初期の山崎町9丁目付近地図（上が北）
（南町共有土地所蔵）

南町共有土地の所有地は、北部山林地帯では、長谷ヶヶ谷、原山（金田の池十流域）、現在の新鶴沼台である。そして木曾川沿ではJR高山線第一トンネルから宝積寺地区にかけての山（宝積寺山）、都築紡績工場から城山荘間の河岸山林および茅場と呼ばれた貞照寺付近（貞照寺、貞照寺団地、宝積寺町五丁目一帯）JR高山線西側が主体であった。これらはすべて南町区有であり、明治年間はまだ財産区として区から分離していなかった。南町区の規約にも、区有山林の取り扱いは定められている。明治四十三年一月の区の規則を掲げておく。

この時代の所有者は南町租名義で管理者は鶴沼村長であった。つまり区有といえども、その処分には村長の認可と村議会の承認を要するという難点を有していたのである。

村規則并戸籍帳（原文はカタカナ交り文）

明治四十三年一月吉日、南町区

村方取締規則

第一条 明治四十三年一月二十五日、村方総会を開き、満座一致、左の事項を改正す。
第二条 毎年十二月十八日を以て、正副長各議員集会上、相場を決定し、同時に年度内の決算をすする事。

第三条 割賦の際は、毎年十二月三十日と定め、村方総会を開き年度内の決算を報告し、同時に

役員改選で、正副長、選挙を行ひ、新任区長は指名にて議員六名を定むる事。

第四条 区長の引継は、毎年一月五日と定め、区長給料は一ヶ年金拾五円、副区長は金五円とし、議員は無給の為、其年限り無役常使を除く、区長に限りて翌年度無役常使を除す。

但し区長は衛生組合長管理者職務を務むる事。

第五条 村方の通常費は金三百円、区長に据置の事。

第六条 総て協議費に不限、収出負担は現地備現戸数に折伴の事。

第七条 総て年度内の経費立用金に不足の節は、前条の負担にて徴収する者とす、若し過金の場合は銀行に積立る事。

第八条 総て協議費掘米取立期限は十二月三十日と定め、期限経過すれば延滞利子を徴収する者とす。

第九条 区有山林伐木代金其他区有財産に関する一切の所得金額は、前条同様地価戸数折伴に配分する者とす。

第十条 定期預金四百式拾七円は銀行に据置、年度の利子は銀行積立つる事を、また債券百拾五円郵便局に据置き、年度の利子は同局に積立つる事。

第十一条 預金又は債券を配当する場合は、明治四十三年一月廿五日、六斗・萬之助・小笹根洞伐木代金、城山電柱建設示談金割賦の節の地価戸数に順次る事。

第十二条 分家し村方加入する者は、其旨区長に届出で、区長は戸籍帳に記載する事、半戸の者

は無役は除き、常使は務むる事。総て葉師雨宮祭典之節、白米五合宛つ供える事。
第十三条 区有山林落葉代、地価を以て戸籍の者より出金の処、明治四十三年一月廿五日を以て村
方總會の節、無代備にて戸籍に譲る事。

第十四条 他所より当区近傍に移住し、当区民に加入申込たるときは区長は左の事項を申付る事。

一項 他所より移住せし者は、区有山林内へ一切入を禁ず。

二項 他所より移住せし者は、区有山林伐木代金は勿論、総て区財産に關係の資格なき者とす。

三項 他所より移住せし者は、区有財産に關係なき者たりとも、総て一戸立の諸係り費を負担
する者とす。

四項 他所より移住せし者といえども、葉師雨宮祭典の戸数当り祭典費供へる事。

五項 他所より移住せし者は、無役常使を務むる事。

(関)

第十五条 請勸係及有志金仏鐘袋等は村内を除くの外は区長に於て謝絶する事。

第十六条 字大塚三つ御王塚、武藤喜三郎、字茅場山神武藤勇吉、山崎山神加藤鉄次郎所有の処、
明治四十三年一月廿五日、村方總會を開き協議の上、区有財産に決定す。

第十七条 南町宝積寺御嶽神社の祭典日を、雨宮祭典の同日と定め、御嶽神社余興費を南町金六拾
銭、宝積寺金四拾銭と、四拾三年一月廿五日村方總會の節決定す。

第十八条 字大塚三つ御王塚祭典費、金式拾銭、宝尺寺組え渡す事に、前条の同年同日に決定す。

第十九条 明治四十三年十二月廿五日割賦の節、村方總會を開き、其の節、宝積寺組、津島神社祭
典に御酒壹升を供へる事。

明治四十三年一月廿九日、役員集會の節、木曾川通り字同明岩一ヶ年金一円にて四拾三年一月より
五ヶ年間、横山松太郎に宛る事に決議す。

明治四十三年度役員右の事項決議す。

- 区長 勝野銀次郎 (印)
- 副長 澤田善太郎 (印)
- 議員 武藤勇吉 (印)
- 議員 横山松太郎 (印)
- 議員 勝野勝次郎 (印)
- 議員 勝野勸次郎 (印)
- 議員 勝野喜四郎 (印)
- 議員 川村梅次郎 (印)

南町区戸籍人名 (明治四十三年二月) (以降追加記入)

- 大竹政太郎
- 松岡庄太郎
- 大竹 謙二

川村辰次郎
武藤宋太郎
勝野 太郎
川村愛三郎
武井 徳助
石黒勝三郎
勝野喜四郎
大竹 丑松
勝野 じよ
勝野由太郎
勝野長太郎
川村勘次郎
勝野丈太郎
勝野高三郎
勝野 甚吉
勝野源太郎
勝野鉄次郎

大正七年三月毎郷仁付加入

明治四十三年十二月十五日より本戸

大竹 はる
鷺見 幸吉
山田 くく
勝野 すう
勝野 光雄
勝野喜十郎
鷺見萬三郎
勝野 為八
大竹 藤蔵
勝野菊次郎
勝野七五郎
宮崎松之助
勝野勘次郎
江森銀次郎
大竹 亮三
鷺見 竹蔵

大正十一年十月 相続人自太郎他へ移住に付消す

宮崎 卯蔵

明治四十三年三月十三日金五郎死亡、相続長男幸吉

大正八年二月十七日門三郎死亡により妻すう相続す

大正八年二月三日幸太郎死亡により長男光雄相続す

西村 文吉
勝野 周平
川村仁三郎
山田 鶴次
澤田菊太郎
勝野初太郎
大竹 捨吉
川村栄次郎
河村 駒吉
梅田利左エ門
山田 辰助
伊藤 金助
勝野 善助
勝野辰三郎
勝野浜三郎
勝野銀次郎
西村 兼吉

明治四十三年九月十五日より本戸

勝野市太郎
横山太三郎
松本 佐吉
松本新左エ門
勝野 源七
澤田善太郎
河村 筆吉
勝野勝次郎
榎田亀次郎
榎田要四郎
榎田 藤七
榎田 定市
勝野 なつ
武井利三郎
川村宗四郎
川村 熊一
川村 常助

横山 政平
横山増太郎
横山辰次郎
横山由太郎
横山 良吉
大竹市左五門
横山新太郎
横山 寅吉
横山 弥作
横山富士太郎
横山吉太郎
横山元右五門
横山文四郎
横山 定助
横山宮次郎
加藤岩次郎
横山 源一

文四郎死亡により養子明市相続す
定助死亡により松太郎が相続をなす

大竹 兼吉
中島松太郎
勝野 や□
勝野 すう
蜂屋 いし
大竹 弘三
酒井馬次郎
横山 れい
小島長三郎
横山宗太郎
武藤弥作
加藤鉄次郎
武藤由太郎
丸山 友吉
国定 貞二
横山竹次郎
横山八百次

明治四十四年五月死亡

明治四十二年一月十日より加入

大正十五年名古屋へ移転

- 大竹重太郎
武藤利三郎 明治四十四年三月十二日分家
横山 後作 大正二年三月十日加入
横山幸三郎 大正十一年度名古屋市へ移転
横山新之丞
武藤鐵次郎 大正三年二月加入
鷺見 和市 大正三年二月加入
同 佐市 同
石黒高三郎 大正三年三月分家加入
石黒和十郎 大正三年十月十日分家加入
河村 又吉 大正三年十二月二十七日分家加入
武藤 源七 大正四年十月二十日分家加入
小川寅次郎 大正四年十月二十五日分家加入
横山 末吉 大正五年二月二十日分家加入
武藤 源六 大正六年三月分家加入
鷺見 太三郎 大正七年三月より加入
横山定兵衛 大正七年八月分家加入

- 横山 謙吉 謙吉死亡により実子新市相続なし
横山新三郎 新兵衛死亡により実子常雄相続をなす。(大正十三年十月大敗に移転す。
横山又兵衛
横山捨次郎
武藤重太郎
武藤 治七
武藤喜三郎 大正九年度名古屋市へ移転す
武藤 仲七 仲七死亡により実子徳三郎相続をなす
武藤 勇吉
横山松次郎
横山仙太郎 大正十二年十二月名古屋市へ移転
川村 健吉
川村喜太郎
川村 徳助
横山市太郎 明治四十三年十二月二十六日より加入
横山 兼市

- 鷺見 奥一 大正十三年十二月分家加入
- 宮崎 義夫 大正十三年十二月分家加入
- 松本 銀一 大正十三年十二月分家加入
- 大竹 中蔵 大正十四年二月一日
- 勝野 義松 大正十四年四月一日
- 安江 寅松 大正十三年二月十八日
- 横山 有二 大正十四年十月二十三日
- 横山多賀一 大正十四年十月二十四日
- 松岡仙之助 大正十四年十月二十四日
- 鈴木 浅夫 大正十五年十月移住
- 横山鶴之助 大正十五年十二月分家加入
- 横山 金作 昭和二年一月十一日分家加入
- 川村初太郎 昭和二年二月二十一日分家加入
- 磯野 誠道 大正十四年十月二十日



大正10年頃の城山と渡船

山上の鉄塔2基は、明治42年5月建設の日本最初の送電鉄塔。船は内田有料渡船（ワイヤーロープによる岡田式）。木材は製炭産。上空には陸軍のモリスファルマン機。

- 宮崎 兼助 大正八年一月十日分家加入
- 国定定太郎 大正八年三月廿日分家加入
- 宮崎由太郎 大正八年十月廿日分家加入
- 松岡 長造 大正八年十月廿五日分家加入
- 廣瀬藤四郎 大正八年十二月廿六日分家加入
- 横山 賢市 大正九年分家加入
- 横山信太郎 同
- 加藤 勘市 同
- 横山重三郎 同
- 西村 義松 大正十年分家加入
- 川村 甚市 大正十一年十月分家加入
- 横山吉左工門 大正十一年六月分家加入
- 横山 幹夫 大正十一年十月分家加入
- 川村 由市 大正十三年二月分家加入
- 川村 勝市 大正十三年六月隠居に付加入
- 山本萬四郎 大正十三年三月分家加入
- 川村 宗一 大正十三年十一月分家加入

区有山林全観

大正十四年十二月二十四日より、区有山林の東洞・壹場の山林を区役員で山廻りをした。
大正十五年九月五日、区総会において、区有財産管理者の選挙を行い、左の五氏が当選した。勝野銀次郎、勝野勝一、大竹政太郎、国定定太郎、武藤勇吉。なお、この管理者は名譽職ではあるが、実費支給をし、また賞与も出すことになった。

その後のことであるが、区有財産の取締規約案がのこされているので、現代文に直して掲げる。紙質や文面から見て昭和初期～中期のものと思われる。

部落有財産取締規約（原文はカタカナ交り文）

部落有財産を、便宜上個人の名義にしているのは、南町区に対して現住者が名義を貸しているのであつて、個人のも所有物ではない。よつてこれに対する権利義務は、何ら個人には無関係で、總て区の負担とする。

第一条 区有財産の選任は四名とし、任期は五ヶ年とする。

第二条 名義は現住者各戸主の名義とする。

第三条 当区を退居した者は、所有権料として金百円を渡し、売渡登記証と引替える。登記料は

区持ちのこと。

第四条 再び帰村の場合は、村方へ加入申込をした時は金百円を徴取し、その節の登記料は加入者持のこと。

第五条 新たに分家する者又は戸主権の相続人は、五ヶ年間区内に現住し、区に対するすべての義務を履行した者に所有権を与える。但し登記料は本人持のこと。

第六条 他所より移住の者へは所有権を分与しない。

第七条 所有者が都合上区内へ養子をした時は、一戸の権利者が二名となるので、そのうち一名は規約に基づき消滅する。即時登記を取消し一戸分と改める。この登記料は区持ちである。

第八条 現住者で相続人が無くとも、一戸を構えて村方の住人となれば、権利は有し、また戸主が死去後、戸籍上の戸主が出来てその本人が当区に居住しない場合は、権利は村方へ引上げ、その権利は消滅する。その代金として金五〇円を与えるものとする。

第九条 現住者で相続人が無く戸主一人の者は、登記上の所有権を与えられなくても、規約により所有権利者とみなす。

第十条 現住者で相続人なしでも、一戸を構えて村方の住人であれば、権利者となり、戸主死去で絶家となつても、権利消滅代として金一〇円を与えるものとする。

第十一条 現住者親子親族の間で、都合上二戸を一戸とする場合は、第七条を適用する。
第十二条 共有地に対し、いかなる場合も永久に保存するため他へ売却をしないこと。

その後、昭和十六年十二月二十五日の区決議により、それまで区長が共有財産を管理し収入決算事務を兼ねてきたが、今後は土地掛に事務取扱を任せることとした。それと共に諸祭典費や祭典器具維持費も、土地共有財産収入より支払負担することも決まった。いわゆる区から財産区として分離したのは、この時のことである。

第二章 南町区民への払下げ

区有山林等といっても、その処分に当っては、村長の承認と村議会の議決を経なければ一切不可であったので、このことを是正するために、区有財産（部落有財産とある）は出来るだけ区民に特売をして、残る保安林を含む山林は村へ提供するという処分方法が大正十四年に提示された。村内各区の了解を待って、この案が大正十四年九月十二日に村議会へ提出されている。南町分は議案第四〇号であるが、主要な全文を掲げることにする。

議案第四四号

一、部落有財産処分に關する件。

本村南町所有に係る部落有財産、別紙の通り処分せんとす。

大正十四年九月十二日 提出

鶴沼村長

南町部落有財産整理方法案

一、処分の事由

字	地番	地目	反別	地価	特売地価	特売代金
茅場	七八〇一	山林	一五町七反五・一五	七、四四七		四八六六・〇〇
大塚	七六二九一	山林	四町六反一・一八	二、四二三		一三八四・〇〇
東洞	七八六三一	保安林	五反四・三二	二、四五一		一六四・〇〇
茅場	七八〇一一	保安林	二七町一反六・一五	一町五反		五四三三・〇〇
						三〇〇・〇〇

一、村へ提供地
南町部落有財産処分方法・個所別表

種目	村へ提供地	特売地	特売代金
田	反	二反	五九四八三
畑		五町三反五・〇二	四七九四四五
宅地		六三一坪三七	二一三、四三〇
山林	二〇町九反・二五	一六町七反・一八	一一六、四二七
保安林	四四町八反七・一九	一五、四二八	一六七、四五六
計	六五町七反・九・二四	二二町二反六・二〇〇 六三、一坪三七	九〇三、四八五 五二〇、八四二

一、使用地の使用料及使用方法に就ては、旧慣に基づき、条例を設定するものとす。
南町組部落有財産処分一覽表（未にて修正後の数値）

一、特売代金は、五分を村基本財産に指定寄付し、本部落有財産整理費に充つ。
一、特売代金は、本処分許可の年度内に完納するものとす。

落民に特売を受けること。

(ハ) 將來南町における公共事業の爲め、其の財源を得る必要なるときは、本財産の一部を關係部落民に特売すること。

歩に付金六円とす。

(イ) 旧来の慣行に依り、將來永遠に提供部落民において使用せしむること。
(ロ) 使用料は、地租公課及村の手数料の範圍内に止むること。但し、現在に於ては、台帳面積一町歩に付金六円とす。

一、前項以外の山林（保安林を含む）は左記条件をもって全部村へ提供するものとす。

山林一反歩 金十円

宅地一坪 金二十円

畑一反歩 金六十円

田一反歩 金百円

一、田畑宅地及管理上不便なる山林は左の価格をもって關係部落民に特売するものとす。

二、処分の方法
本村南町組有土地は左の方法に依り処分するものとす。

部落觀念を打破し、村治の円満を図り、其他管理方法を改め、利用厚生^ニの途を講ずるため本処分をなさんとす。

茅場	七七八六十七	山林	七反七・一七	七四七五	七七四五七	貞照寺入口付近 昭三筆同七は五反 歩、同十二は一反 歩六歩、同二十三 は一反五畝一六歩
〃	七七八六一二	〃	五反二・一一	五四二四	五二四三七	〃
〃	七七八六一	〃	二町一反・一〇	二四一七	二二四六七	〃
〃	七七三四	〃	一反九・〇一	一九九〇	一九四〇三	武藤ひなに売渡
〃	七七三九	〃	一反一・〇六	一四一二	一四二〇	〃
〃	七七四〇	〃	六・二二	六七	六四七三	操西、国21沿
〃	七七八六一九	〃	一一	〇四	四〇	川上貞に売渡す
〃	七七九七	〃	一反〇・〇七	一四〇一	一一四〇七	〃
〃	七五五四	〃	二反三・二四	一四〇九	一三〇四八	鉄道東北端 国21沿
清水	七四六四	〃	六・二五	一四七六	六四八三	松尾喜一外一人に売渡
〃	七四六一	〃	一町三反三・二六	六四一五	一三三四七	城山、都築紡へ売却
〃	七四六四	〃	四反七・一六	一一二二	四七四七三	〃
大塚	七六四〇一三七	〃	〇八	四三三三六	二八九四二三	甚喜裏道路敷
〃	七六四〇一一	〃	二町八反九・〇一	〇四	二四	〃
〃	七六三一一二	〃	一六	〇八	五三	〃
〃	七六三〇一四	〃	二反七・一五	一四二七	一七四五〇	T15畑、都築紡へ売却
〃	七六三〇一八	〃	三・二四	一七	三三八〇	T15畑、都築紡へ売却
〃	七六三〇二三	〃	二・〇五	一〇	二四一七	〃

大塚	七六四〇一三一	畑	三・〇八	二四四四	一九四六〇	政市入口道路
〃	七六四〇一三二	〃	一・〇〇	七五	六四〇〇	ツギキ行とあり
〃	七六一六一	〃	八反一・二三	七三九九四	四八八四六〇	鉄道敷地
東葉師	七五七六一四	〃	一・〇三	一四七一	六四六〇	共同墓地の北
〃	七五七八二	〃	二・〇三	二四二四	一四六〇	共同墓地の北
〃	七五七〇一二	宅地	一・〇三	一四一七	六四六〇	〃
本郷	七六一二四	〃	一六坪〇〇	五四二八	三三二〇	〃
〃	七六一二二	〃	八〇坪〇〇	二八四八〇	一六四〇	南町弘法堂
〃	七六一二三	〃	六坪〇〇	二四一六	一四二〇	八勝閣敷地内
〃	七一八五一	〃	二六坪八七	四五四六七	二三四三七	農地開放 山田悦夫
〃	七二〇四二	〃	四七坪〇〇	一五四五一	九四四〇	南町郷倉
土屋	六九六三二	〃	六坪五〇	一四九六	二〇	〃
大塚	七六四〇一二	〃	六六坪〇〇	二四七八	一三三二	農地開放(横山正利)
〃	七六四〇一一	〃	九八坪〇〇	三三三三四	一九四〇	農地開放
〃	七六四〇一九	〃	一一〇坪〇〇	三九四六	二四四〇	農地開放
〃	七六二九一六	山林	一〇坪〇〇	二四〇〇	二四〇〇	林道入口観音様敷地
本郷	七一六四一二	〃	一九	一六	六三	八勝閣敷地内
宝鏡寺	七七一〇七	〃	五・〇〇	一四二九	五四〇〇	蜂屋氏宅地売渡
茅場	七七八六一八	〃	六・一五	六五	六四五〇	国道21号沿

字	地番	地目	反別	地備
茅場	七八〇一	山林	一五町七反五・一五	七二四四七
大塚	七六二九	"	四町六反一・一八	二二四三三
"	七六二九一八	"	五反四・三二	二四五二
東洞	七八六三	保安林	二七町一反六・一五	一
茅場	七六〇一	"	一町五反〇・〇〇	一

議案第四五号
 村有財産に寄付受理並に管理の件
 今回南町部落有財産整理に当り、左記土地を別記条件を以て村において受理の上は、提供部落住民に使用せしむ。

大正十四年九月十二日提出

鶴沼村村長

保存千分の一 二二四七五

合計	畑	宅地	山林
	五町三反五・〇二	二四七九四四五	三三二〇四四〇
	六三二坪三七	一一六四二七	二二四四〇
	一六町七反一・一八	一五一四二八	一六七一四五六
	一一町二反六・二〇	九〇三四八五	五〇八四二三
	六六坪三七		

大塚	七六三〇一	山林	一・二五	八〇	一四八三	T15畑 都築坊へ売却
"	七六三〇一	"	七・〇二	三二	七四〇七	T15畑 都築坊へ売却
"	七六三〇一	"	二反八・二五	一四三四	二四四八三	S五合筆後分筆同七 は三町五反七步同七 は八反二四步同十 三は三反七畝一五步 売却し
"	七六二九一七	"	五反二・二九	二四四四	五二四九七	
"	七六二	"	八反一・一九	二四二四	八二四六三	甚吉北道路敷
"	七六四〇一三五	"	一・一〇	二〇	一四三三	S五分筆、同〇は
"	七六二九一九	"	四町一反五・二七	一九四一三	四一五〇七	S五分筆、同七に合筆
"	七六二九一〇	"	一町二反九・〇六	五四九四	二一九四二〇	五反八畝三歩同〇は は七反一畝三歩
茅場	七七八六一二	"	二七	〇九	九〇	国21治貞照寺前
"	七七八六一〇	"	一六	〇五	五三	鉄道敷地
東業師	七七七七一四	畑	一・二六	二四八九	一一四二〇	鉄道敷地
"	七七七七一五	"	一・〇一	一四六〇	六四二〇	共同墓地付近
"	七七七〇	"	二・〇三	二四二四	二四四六〇	共同墓地の上
"	七七七八一	"	九・一七	二四四四〇	五七四四〇	
業師	三〇七一	"	二・〇三	二四二四	二四四六〇	
一ノ宮	六〇六一	田	一反一・一三	三九四六三	一一四四三三	
計			二反〇・〇〇	五九四八三	一九四九九	

字	地番	地目	反別	地価
茅場	七八〇・一一	山林	一五町七反五・一五	七四四七
大塚	七六二九一	〃	四町六反一・一八	二四三三
東洞	五六三二一	保安林	五反四・二二	二四五三
茅場	七八〇・一一二	〃	二七町一反六・一五	一
〃	七八〇・一一三	〃	一町五反	一
〃	七八〇・一一四	〃	七町	一
〃	七八〇・一一五	〃	四反	一
〃	七八〇・一一六	〃	四反	一
〃	七八〇・一一七	〃	七反	一
〃	七八〇・一一八	〃	五町	一
〃	七八〇・一一九	〃	二町六反一・〇四	一
〃	〃	〃	一反	一

- 第一条 鴨沼村有山林管理並に使用料徴収条例
 本条例において、山林と称するは部落有財産整理統一により、本村有に提供山林中、町村制第九十条に基き、旧来の慣行により使用せしむべき土地を云ふ。
- 第二条 山林の使用については、特に規定あるものの外、本条例によるものとす。
- 第三条 山林の使用せしむべき箇所は左の土地とす。

稲葉郡鴨沼村長

議案第四六号

南町部落有財産整理に当り、村提供地、山林の管理並に使用料徴収条例、左記の通りこれを定めんとす。
 大正十四年九月十二日提出

茅場	保安林	七町	〇〇・〇〇	〇〇
七八〇・一一三	〃	四反〇・〇〇	〇〇	一
七八〇・一一四	〃	四反〇・〇〇	〇〇	一
七八〇・一一五	〃	四反〇・〇〇	〇〇	一
七八〇・一一六	〃	七反〇・〇〇	〇〇	一
七八〇・一一七	〃	五町	〇〇・〇〇	一
七八〇・一一八	〃	二町六反一・〇四	〇〇	一
七八〇・一一九	〃	一反〇・〇〇	〇〇	一

提供条件

- 一、旧来の慣行により、将来永遠に提供部落住民において使用せしむること。
- 二、使用料は、地租公課及び村の手数料の範囲内に止むること。但し現在において台帳面積一町歩に付、一円とす。
- 三、将来南町において公共事業の爲、其の財源を得るに必要なときは、本財産の一部を関係部落民に特売を受けること。

- 一、特売を受ける土地は現に区内に本籍と住所を有する各戸主の共有とする。本籍のないものは
ダメ。
- 二、持分は均一。
- 三、各共有者は、この土地の分割を請求しない。
- 四、共有者は持分を他に移転したり、別の権利の目的としない。
- 五、本籍又は住所を南町区外へ移したものは脱退したものとみなす。その脱退者には金百円を支
払い、持分登記を他の者に移転し、その費用は脱退者持とする。
- 六、再び区内へ復帰して共有に加わりたい者は、百円を支払い、持分登記をするときは費用は加
入者持とする。
- 七、区内に分家して五年以上居住し、区民としての義務を果した者は無償で加入し、持分登記を
分家者負担で行う。
- 八、他区等より今後村に移住したものは加入させない。
- 九、他家をして区内の他の家へ入籍した者はダメ。移転の登記費用は共有者持ち。
- 十、土地から生ずる所得は、共有土地の費用にあて、余分は区の会計へ入れる。
- 十一、共有土地の管理者は四名とする。任期五年。再選可。
- 十二、管理者は、区長とよく協議して運用する。
- 十三、管理者の報酬は年当り金 一 円。

- 第四条 使用地は営林採算其他の爲、提供部落民にして旧来の慣行を有するものに使用せしむ。
 - 第五条 林野使用料は台帳反別一町歩、金一円を徴収す。
 - 第六条 前条使用料は毎年四月廿五日限りこれを納付するものとす。
 - 第七条 林野の使用を受けしむとする者は、左の事項を記載し村長に出頭許可を受くべし。
 - 一、使用目的営林採算
 - 第八条 使用地の使用権を相続し、名義の変更せんとするとき、又は使用地の許可を受けたるもの、
関係部落を退去せんとするときは、村長に届出るべし。
 - 第九条 新に本村に住居を構へ、使用地の使用を受けんとする者は、許可受けたる者の承認を経て
村長に出願許可を受くべし。
 - 第十条 本条例に違背し、又は林野を荒廃せしむる虞ありと認むるときは、十ヶ年以内、其使用
を停止し、又は金五円以下の過料に処することを得。
- この部落有財産整理議案はその後稲葉郡長へ送付され大正十四年十月二十四日付で郡長大野勇の許
可書が届いて発効している。

そして、大正十五年四月の村からの払下げ登記手続きと代金納入に至るのであるが、その間の大
正十五年一月には「共有土地規約書」が定められているので紹介する。
主旨は、今回土地を区住民に特売をうけるについて、住民一同が協議して規約を定めるとあつて、

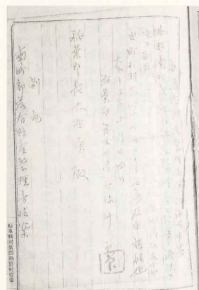
地番	地目	地種	地価	その他の経過
茅場七八〇一一	山林	十五町七反五畝一五歩	七十二百四十七銭	S 8・12うち同三山林五畝二〇歩貞照寺へ売却
大塚七六二九一一	〃	四町六反一畝一八歩	一千二百三十三銭	残十五町七反八歩東宝積寺山
〃七六二九一八	〃	五反四畝二歩	二百五十二銭	S 13・10大西土地へ売却
東洞五八六三一一	保安林	二七町一反六畝一五歩	一	S 13・10大西土地へ売却 名鉄へ売却

昭和三年十二月二十五日、村方総会（共有土地総会であろう）で、茅場、大塚、清水の山林土地売却代金のうち、村への払下げ費用支払に当たった残金の金七七八五〇円を共有土地の戸数一五七戸で分割分配した記録がある。各戸五十円の配分であった。これは川上さだの貞照寺への売却が主体であったと思われる。

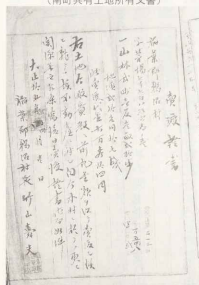
同年四月五日付で登記がなされた村有地の払下げ地は次のとおりである（登記売渡証書）。

一、昭和三年の村有地の払下げ

第三章 戦前の財産移動



土地処分許可申請書写
(南町共有土地所有文書)



鶴沼村から南町への売渡し登記済証
(南町共有土地所蔵)

十四 管理者は毎年管理の状況や会計を各共有者に報告する。
 十五 証書類は管理者が保管する。
 十六 本規約の変更は、共有者の二分の一以上の同意を要する。
 大正十五年一月

なお村の議決は、特売価格が五千二百八円余となっているのに対して、大正十五年五月一日の売渡し登記証書では、売渡代金一万七千七百五十四円となっている。これは土地評価額の計で実際の売渡価格ではない。売渡人は、鶴沼村南町組管理者・村長竹山寿夫とある。

共有地大塚山（字大塚七六二九一）十一町二反歩のうちで、一町一反六畝十九歩は、大正十二年二月に磯野誠道氏へ賃貸することになった。医院建設のためであった。当面二十年契約で、賃料は一年当り玄米四斗入り十五俵であった。その後の二十年間は四斗入り二十俵とするとり決めである。また分筆をすること、医院以外に使う場合は契約無効とすることなどが決められている。区長は国定太郎氏であった。

その後、区有地処分によって、区民一四五名の共有財産となったことにより、昭和二年一月に共有総代十八名と磯野誠道氏の間で、前契約を継承する旨の契約証書が残されている。また、その際、磯野誠道氏がこの土地に建てた建物（医院兼住宅）を抵当として、金五千円を融通することを共済組合の総会で決議している（S二・一・四決議書）。ただ返済期限や利子等については何ら触れられていないので別にとり決めたのであろう。

その後昭和十三年になってこの土地を含めて光青不動産へ売却され、財産区と磯野氏との間も契約が解消するに至った。

大塚山の一部売却

昭和二年五月十三日付で、大塚七六二二一の山林五反二畝四歩について（地価七円八十二銭）、

二、磯野医院への賃貸（大塚山）

戦前の組合の財産処分としては、大正十一年の三輪市太郎への賃貸（城山荘）と貞照寺・万松園への売却（昭和三年、昭和十五年の大西土地拓殖（光青不動産）への売却（山崎町七丁目）が挙げられる。城山荘や貞照寺の件は後述する。

戦前の財産処分で明確なものとしては、大正十四年十月二十四日付で稲葉郡長大野勇から許可を得た分が、「南町共有土地組合文書」に収められているので次に掲げる。

茅場七八〇一―二	保安林	一町五反	―	昭和3・12・19分割 一町二反五畝二歩
七八〇一―三	―	七町	―	―
七八〇一―四	―	四反	―	東宝積寺山
七八〇一―五	―	四反	―	中宝積寺山
七八〇一―六	―	七反	―	中宝積寺山
七八〇一―七	―	五反	―	西宝積寺山
七八〇一―八	―	二町六反一畝四歩	―	第一トネルの上
七八〇一―九	―	一反	―	園21東、小の巻の小山

これらの合計六十五町七反九畝十四歩について、六千五百七十九円五〇銭で払下げがなされ、今より本村においては何等関係なし」との一文がある。村長竹山寿夫の名で、村長の公印があり登記されている。

なお、この山林払下げ代金については、合戸池の修理人夫に出た際の人夫賃で相殺されたとの伝承がある。

組員一四五名のうちで、大竹政太郎・勝野初太郎・勝野銀次郎・武藤勇吉・国定定太郎の五名に二千八十五円で売却した。登記は昭和三年二月十七日のことで、名古屋市中区新栄町六丁目三番地の村瀬同族株式会社取締役村瀬九郎右工門の名があるところから、五名が村瀬同族会社から一時借入れにより購入したものと思われる。翌三年五月一日には、五名はこの山林を七六一二番一の四反三步と七六一二番四の四畝一步に分割（現在の分筆の意味）している。

また、昭和三年二月十七日（売却登記と同日）、国定定太郎氏はその持分を残り四名に買い値と同額で売却登記をしている。

三、大同電力会社鉄塔

大正十一年十一月二十九日、大同電力株式会社（東京市麹町区八重洲町一丁目一番地）取締役社長福沢桃介と南町区の間で、送電線建設の為、鉄塔用地として

鶴沼村茅場 七八〇一番一七に二基

同 大塚 七六二九番一に一基

の計三基分を賃貸借する契約がなされた。年貢は鉄塔一基につき金二円であった。この鉄塔は戦後間もなく廃止となったようであり、鉄塔の基礎となった鉄骨を掘り取った跡が大塚山の山頂部に残っていた。

四、城山の賃貸（戦前）

大仙橋架橋の話がかなり進んだ大正十一年十月十八日、県道と名鉄の合乗りでの架橋に尽力した海部郡八開村給父の代議士三輪市太郎と城山の賃貸借契約が締結された。山林四反七畝十六歩で、鶴沼村字清水七四六四番である。年貢は玄米四俵であった。同年九月十八日に、鶴沼村長竹山寿夫と三輪市太郎の間で結ばれた契約と、十月十二日に開かれた鶴沼村議会の修正決議、十月十二日の村長と三輪市太郎との間の変更契約をうけて、南町区と契約したものであった（本文後掲）。南町区条件として、舟や筏の繋留等を妨げないこと、通路として二、三ヶ所開放し、柵等を巡らさないことを付していた。

この契約に先立つ約半年前の大正十一年三月二十日付でも城山の賃貸契約証書がのこされており、山林中の無格社一ヶ所約三坪と既設電灯柱の所を除く外全部としている。満二十ヶ年づつの更新とし、年貢は玄米四斗入三十五俵とあって、前掲のものと同じく食い違っている。すでに架橋の測量が始まっており、万一架橋の時は、その用地につき借地権を主張しないこと、無格社三ヶ所および水庫一棟がありこれを除くとしている。送電鉄塔には触れていない。区長勝野辰三郎と八開村給父十一番戸三輪市太郎との契約である。この契約のあとは、昭和三十年十二月二十五日の三輪静子との契約書類がある。年貢が相違するのは、公式には四俵で、実態は三十五俵であったかもしれない。

〔南町共有土地文書〕

土地賃貸借契約書

岐阜県稲葉郡鵜沼村字清水七千四百六十二番

一山林一町四反三畝十歩の内

既に宅地として他に賃付しある部分及右山林中に安置しある無格社三ヶ所の地域約三坪并既設電灯柱の位置等を除く外全部。

右土地は鵜沼村字南町区の共有なる処、今般賃貸借為す事を、甲乙双互間に於て契約したるに因り、其細目を左の通り相定む、高契約書文中契約者双互の称呼を簡單ならしむる為め貸主南町区を甲と稱し、借主三輪市太郎を乙と稱する事に合意せり。

契約事項

第一条 土地賃貸期間を大正十一年四月より来る大正四十一年三月に至る満二十ヶ年間とす。

但し、期間満了後は、甲乙協定の上継続賃貸借を延長するものとす。此場合、賃貸借料は改正せず従前通りとし、更に変更せざるものとす、併し存続期間二回以上延長する場合は改めて協定するものとす。

第二条 賃貸料は一ヶ年玄米（産米検査合格のもの）四斗入三拾五俵と定め、毎年十二月二十五日限り乙は甲に納付するものとす。

但し、金納の場合は、毎年掬米価格村相場標準額に準拠するものとす。

第三条

前記山林は俗に城山と稱する土地にして、木曾川に沿ひ内田渡船隣接地にして、既に橋梁架設の測量等ありたる場所に付、若一架橋の場合、該架橋台の位置に編入せらるゝ場所あるときは、該地域は全部除く事を乙は承諾上にして、決して其筋に對し借地権利ある廉を以て彼是申立てざることを特に契約す。

第四条

前記山林中に安置しある無格社三ヶ所の神社は、壹ヶ所に移転為し（場所は甲乙立会の上之を定むるものとす）毎年例祭執行の場合は、其当日前後該神社へ至る通路は従前通り旧慣に従ひ通所することを乙に黙認せらるゝものとす。

第五条

前記山林に跨する土地、今般乙の所有となりたる土地に水庫一棟建設しあり、然るに其一部表示山林内に跨り居れり、然るに大部分は乙の所有なるに因り、其敷地賃貸料一ヶ年〇〇と定め毎年十二月二十五日限り、甲は乙に納付するものとす。

第六条

前条の水庫、乙に於て事業の設備上妨害となり取除き方を請求せらるゝ場合は、甲は直に取払ふものとす、但此場合は相当取払ひ料を甲乙協定の上、金額を定め乙は甲に支払ふ義務あることを時に契約す。

第七条

乙に於ける土地使用の目的は遊覽地及之れに付随する工事の爲め切取り地均らし等施工は甲の認諾なるも、危険事業は總て厳禁するものとす。

第八条

乙は賃貸料を期日に至り一回たりとも甲に支払はざるときは、本契約を無効とし、既設の物件は乙の費用を以て直に取払ひ甲に返地するものとす。

右契約事実を証する為め、当事者各自署名捺印したる本契約書二通を作成し、互に一通宛を為後日保存するものとす。

大正十一年三月十二日

岐阜県稲葉郡鶴沼村

土地貸主(甲) 南町区

右代表者区長 勝野辰三郎 印

全上 松本新左衛門 印

澤田善太郎 印

勝野錠太郎 印

加藤鉄三郎 印

世話人 河村 駒吉 印

愛知県海部郡八開村大字給父十一番戸 印

土地借主(乙) 三輪市太郎 印

全県全郡全村大字給父十一番戸

保証人 三輪 誠 印

三重県桑名郡益生村大字矢田三四番地

保証人 田中新右衛門 印

以下余白

契約釋明書

大正十一年三月十二日双互間に土地貸借契約締結したる其条項中、左の点を釋明す、第一条に於て満二十ヶ年間とあるは、貸借期限を延長継続すべき期間を指示せしものにして、換言せば、一回毎の延期々間を二十ヶ年つと定めたるものなり。

第五条中の賃貸料の記入なきは、乙が辞退の爲めにして、甲は支払義務なきものとし。

第七条中の工事の種類は、切取り又は地均らし而已に限らず、隧道或は石垣等をも含み、且つ家屋建築樹木植栽等も勿論の事、

右の通り他日誤解なきを期する爲め、本書二通を作製し、双方に所持するものなり。

岐阜県稲葉郡鶴沼村大字南町区

大正十一年三月十五日 代表者区長 勝野辰三郎 印

松本新左衛門 印

澤田善太郎 印

勝野錠太郎 印

加藤鉄三郎 印

世話人 河村 駒吉 印

土地借主 三輪市太郎 印
 保証人 田中新右衛門 印
 保証人 三輪 誠 印

五、川上さだ（貞照寺）への売却など

貞照寺

大正十四年九月十二日付で、村議会へ提出された村有地処分議案にもとづき、前述のように大正十五年四月一日に、茅場七七八番一〇の山林二町一反一畝二〇歩が、六三四円で南町共有土地（代表名義大竹政太郎初め計十二名）へ払い下げられた（権利書）。

そして、昭和三年十二月六日に、

茅場七七八番一〇 山林 一町五反三畝九歩

同 番二四 〃 三反一畝四歩

同 番二五 〃 二反七畝七歩

の三つに分筆登記され、同年十二月十九日付で、川上さだへ七七八番二四（三反一畝四歩）が売却登記されている（登記済証）。

なお、昭和九年一月十二日には、茅場七七八番一が七七八番二六の山林五畝二八歩と同二七の山林六畝十歩とに分筆されている。

また昭和三年十二月十九日には、茅場七八〇一番一の山林十五町七反五畝一五歩が、

七八〇一番一 山林 十五町七反八歩

七八〇一番二 山林 五畝七歩

茅場七八〇一番十二の保安林一町五反歩が、

七八〇一番二二 保安林 一町二反五畝二一歩

七八〇一番二二 保安林 二反四畝九歩

に分筆され、二二、二二については、川上さだに売却されている（登記済証）。

昭和七年九月二十一日には、茅場七八〇一番一の山林一五町七反五畝一五歩が分筆され、同七八〇一番二三の五畝七歩が、昭和九年一月十二日に貞照寺へ譲渡されている（登記済証）。

同二四も貞照寺へ売渡しの登記済証がある（面積不明、S9・1・12）。

大塚山の一部売却

昭和四年二月七日、共有山林の大塚山の一部が売却された。山林四反八畝三歩（二四四三坪）であるが、どこかの場所かの記載がない。売却代は二万三千百十円で、廃道手数料として六百円を要している。これを同日に一五七戸に三十円づつ分配したことが記録されている。区長は松本新左エ門、土地係委員一同と表紙にある。あるいは、宝積寺地内の国道拡幅に伴う用地買取であったかもしれない。

林道の開設

東町共有山林(金山)と南町共有山林(長谷ヶ谷)間の相互通行の便のためとして、昭和七年三月二十五日、東町区の浅野嘉市他八名と南町区梅田太左衛門ほか一五三名との間で、道路開設契約が結ばれた。それは、中仙道を基点として、字合戸(合戸池付近)から東町の東洞までの間に林道を新設するものであった。それで南町としても字金山の秋葉神社東側から西金山峯までの旧道、字東洞五八六番一―の入口までの道路を開くとされている。両区とも潰地の多少を言わず寄付することとし、道路幅は里道の幅(幅二mほど)に準ずるとしている。この道路は、未舗装であったが、戦後も長らく使われて、緑苑団地への売却まで現役であった。

六、大西土地への売却(大塚山)

昭和十三年、名古屋の大西土地拓殖(光青不動産)へ大塚山を住宅分譲地として売却する話が持ち上がった。現在の鶴沼山崎町七丁目一帯に当るが、ここは新鶴沼駅から至近の山で、名古屋へも通勤できる利便性がある。同年と推定される七月二十三日付のメモは次のとおり。

稲葉郡鶴沼村字大塚(カーボン複写文書)

一、七六二九番一 山林 四町六反一畝一八歩

- 一、 同 二 山林 一三歩
- 一、 同 三 山林 三畝一六歩
- 一、 同 七 山林 三町五反七歩
- 一、 同 八 山林 五反四畝二二歩
- 一、 同 一 一 山林 七反一畝三歩
- 一、 同 一 二 山林 八反二四歩
- 一、 同 一 三 宅地 一三三五坪

以上八筆総反別一〇町六反八歩、換算坪数三万一千八百八坪。右の内、薬師地内一五〇〇坪を除く、よつて売買総坪数三万三百八坪也。なおこの外に遺残地あり。是れは拙者が責任をもって解決し、且つ五千円の基本財産も責任解決を為すこと。以上。

(以下異筆、墨書)

右所有名義正確調査を願います。

次で今夕は区役員だけ特に田中屋にて料理一人八十銭位に酒一本付にて御用意下されてはいかか。宜しく願ひます。(午後正七時)。

七月廿三日 磯野生

勝野辰三郎区長殿

文中の磯野とは、大正十二年二月に大塚山の一部を借地して医院を開業した人で、昭和八年八月十

日から同十六年十月二十九日まで鶴沼村長（昭和十五年から町長）をつとめた人である。同氏の仲介により売却が決定し、昭和十三年十二月には、二万二千三百七十八円六十三銭で売却され、共有者百五十五名に分配された。一人当り百三十五円であった。なお残存する登記済証のなかに、昭和十三年十月二十五日売買により同日に大西土地拓殖欄に登録された土地として、

大塚七六二九番一 山林 四町六反一畝一八歩

が確認出来る。

なお、この大塚山売却の決算書によれば、前記のメモとは多少異なっている。合計面積は一一町一反九畝一歩（三万三千五百五十一坪）で、うち薬師境内千四百三十五坪三合五勺、山神境内百十坪八合二勺、秋葉様境内三十五坪三合五勺を除く、三万一千九百六十九坪四合八勺が売却され、代金は二万二千三百七十八円六十三銭で外に五千円を基本金として受入れをした。つまり計二万七千三百七拾八円六三銭であった。これは、七月以降の協議の結果で確定した坪数と金額なのであろう。

経費としては地上物件補償金二百八十四円五六銭、諸雑費二百三十六円三四銭が支払われている。経費として目を引くものは、山林境界の大西土地会社との立会費用弁償十名分、薬師境内境界立会の費用弁償九名分、県庁山林課へ出張分、山林の加藤氏との境界確定のための経費などがある。地上物件の補償費としては、武藤専一郎・加藤金次郎・清水鶴次郎・勝野源七・武井錠一・石黒和十郎・横山賢二・勝野長三郎・梅田定市・川村栄次郎・増田清市・武藤由太郎・勝野市太郎氏の各氏に対

する畑（芋・桑）の耕作補償であった（計六反八畝一四歩分）。この大塚山については、戦時中や戦後に再び開墾されたので、その多くは農地開放によって耕作者（南町共有土地加入者）へ払い下げられた。そしてその後、保養所の建設等が進められることになるのである。

第四章 戦後の財産移動

一、各務野^{（各務野）}（岐阜街道南）の売却

沿革

昭和十六年の「収支^{（諸）}算書」によれば、南町共有土地の所有の各務野の畑（岐阜街道南）が航空本部に買取られ、二反九畝一步の代金として三千八百三十二円四〇銭が郵便振込みとなった。当分の共有者一五五名に対する配当は一人当り六〇円であった。

この買収は、各務原東飛行場（岐阜陸軍航空整備学校）の拡張のためであったが、終戦と共に再び旧地主に払い下げられ、開墾が進められた。

処分

昭和三十八年に、この土地は日本毛織機工場の用地に売却することになった。昭和三十八年五月二十七日付の契約書によれば、字岐阜街道南七一九番八一、同八二の畑一町二反五畝二五歩（公簿）を七百七十万円で売却すること、実測で増減をする契約となっている。最終的には、字岐阜街道南の南町共有土地所有地は三五〇六・三六坪（昭和三十八年収支精算書の資料では三四九七坪）で、

売却単価は坪二千円、譲渡額は七百一十二千七百二十円であった。字岐阜街道南七一九番八一の山林三反六畝二七歩と同七一九番八二の畑八反八畝二八歩である。このうちから小作権者三八名に対する支払が二百七十五万七千円、必要経費一万三千九百八十八円で、分配金は一八二名に対して一人当り二万三千三百円、計四百二十四万六千円であった（共有土地譲渡報告書、代表勝野春市。昭和三十七年七月二十八日付の耕作者三八名の承諾書がある（昭和三十八年文書）。

二、都築紡への売却

昭和三十八年六月七日に都築紡績へ売却した坪数は一五一〇坪で、坪価七三〇〇円、総額一千二百二十四円余で売却の契約をした。そのうちから、耕作者への支払い等が四百九十五万余であった（S38収支精算書、契約書）。これは、工場の拡張に伴うものと思われる。

昭和三十九年十一月には、高山線北側で国道にはさまれた畑（大塚七六一六一―一七五坪余を都築紡績へ売却している（契約書）。

三、戦後の城山荘

三輪氏経営の城山荘は、昭和二十年八月の終戦と共に米軍のダンスホール等に使われたが、その

頃、三輪氏から借りて、村瀬徳郎氏が旅館「井善」として営業を始めたという。そして昭和二十四年には鶴井善となったが、しばらく後、新阪神産業㈱（中尾初二氏社長）に譲渡したという。ただし、南町共有土地としては三輪氏へ賃貸しているという状況であったため、昭和三十年十二月二十五日付で、城山についての土地賃貸借変更契約書が残されている。これによれば、南町区と三輪静子氏との間の賃貸借は、昭和三十一年一月から三十二年十二月末日までの二年とし、二年づつ延長し、四年後には改めて協定するとしている。賃貸借料は毎年十二万円を四回の分納とする。山林中の無格社三ヶ所は一ヶ所に移し、毎年例祭の時は通行を黙認する。またこの土地を村瀬徳郎氏に賃貸することを南町区が認めるという内容である。土地貸主は南町の勝野喜十郎となっている。ほぼ同文の案文がもう一通あるが、これには、村瀬徳郎氏への賃貸条項は入っておらず、貸主代表として勝野喜十郎・勝野有夫・榎田鉦尾・山田喜三郎・加藤金次郎・横山飢一、横山鉄夫の各氏の名が記入されている。この案文に基づいた三輪静子氏との契約書がある。

そして、昭和三十二年十二月二十五日には、これを二ヶ年延長した承諾書がのこり、昭和三十四年十二月二十五日のものもある。昭和三十年十二月二十五日付の契約を、昭和三十六年十二月二十五日付でさらに二ヶ年延長する承諾書、同じく昭和三十八年十二月二十五日付でさらに二ヶ年延長する契約書がある。

城山の売却

都築紡績の子会社白川不動産㈱（名古屋）へ城山を売却することになり、昭和四十一年二月七日に登記がされている（登記証コピー）。字清水七四六二番一宅地、四〇一三、七五坪である。同時に、清水七四六四番一山林、四反四畝一六歩の登記もなされている。

同年二月九日付で、水源地八九坪の代金六十五万円余の領収書（名古屋市内の村瀬はな受領）がのこされているが、具体的なことはわからない。

昭和四十一年八月二十九日付の「城山共有土地代金支払明細書」によれば、売却代金は三十九百三十四万六千八百六十円であった。これについて組合員一八三名に対する分配金は一人当り二十万円計三千六百五十万円であった。

四、長谷ヶ谷の売却

こは、東洞五八六三番一一の保安林二七町一反六畝一五歩の山林で、大正十四年九月の村議会議決により、南町組所有から一旦は村へ無償で提供（返却）してた土地であるが、昭和三年四月五日に再び有償で共有土地へ払下げられたのである（登記売渡証書、昭和三年の条参照）。

昭和二十九年十月六日、字東洞東、洞五八六八番一四の山林四反二〇歩を、十六万五千円で鶴沼町東町の浅野俊男氏から共有土地が購入した。その後昭和四十二年十月二十二日になって、従来から所有する字東洞五八六三番一一の保安林二七町一反六畝一五歩と共に売却する話が持ち上がった。売却先として大学へという声もあったが、見込薄ということで、住宅用地に売却という縁で固ま

り、一流の開発業者を各務原市企画課等にも依頼することになった。これを受けて、同年十二月九日、名鉄不動産との協議の場が持たれたが、東町との共同交渉でなく、東町の意向により東町・南町と各個別交渉となった。翌昭和四十三年五月二十四日、名鉄は坪当り千二百円を提案したと報じられたが、組合役員としては、千九百円を申し合わせた。十月九日には名鉄から市を経由して千九百円が示されたが、千九百円を割らないと返事をした。十一月十日に市役所で航空写真による坪数（実測に近い）の説明を市側から聞き、十二月二十八日には、市と名鉄と組合役員とで、千九百円とすることとするが、ただし公簿によることが決定され、これに旅行費百万円を加算してもらうことになった。そしてこの案は十二月七日の全員総会で決議されて実行された。二筆計二十七町五反七畝五歩（八万二千七百一五坪）で計一億五千七百八十五万八千五百円であった（買収交渉記録より）（昭和四十二年度契約書複写本）。

〔昭和四十二年度長谷ヶ谷売却決算書〕によれば、組合員一九七名に対して各戸八十四万八千円、計一億六千七百五万六千円が分配され、勝浦温泉への旅行には一九五名が参加している。

五、一宮市鶴沼荘への売却

昭和二十九年九月二十一日、薬師山（薬師堂敷地の一部）売却のための経費を支払っており（昭和二十九年土地収支覚書）、十一月頃にか代金三十三万三千元が一宮市役所から町役場を経由して受入

れされている（同）。また、昭和二十九年十月十九日に、薬師堂敷地の分筆登記がなされ、九畝七歩が同日付で一宮市へ所有権移転された（登記済証）。

この土地に、一宮市職員研修所が建てられたが、その後、昭和四十六年一宮市職員研修所としての鶴沼荘が再築されている。そして、進入路を拡幅するため、昭和四十七年三月六日には、薬師堂の敷地のうちで北端部を道沿いの三二・四二平方メートルについて、四十四万円余で一宮市当局へ売却した（契約書）。

六、宝積寺山（原山）の売却

小林住宅隣による鶴沼台団地の造成が、昭和四〇年頃から始まった。東町の丸山地区が主体であったが、その東側に谷をへだてて隣接する原山（宝積寺山）の一部を譲渡することになった。この山林（字茅場七八〇一―二五山林四九八畝、同二六保安林五・四五畝、同二七保安林三三五四畝）については、土地販売委員長に勝野春市氏が就任し、組合代表横山凱一氏と共に交渉に当った結果、川代商事他三名の仲介により、大阪市東区南久宝寺町五丁目一八番地の小林住宅隣社長小林三郎氏と二千六十七万円で購入することになって契約した（契約書に年月日の記入が無く、時期を特定できな）。

岐阜ガスへの売却 ついで昭和四十四年十月からは、原山（宝積寺山）全体について、岐阜ガス

への売却交渉が始まった。昭和四十五年二月十一日に契約したのは、買主・長良不動産㈱、保証人・東海土地建物㈱であった。売却面積は三三町三反七畝二〇歩（十萬百三十坪）で、金額は五億四千五百万円であった。売却地の明細は次のとおり。なお、この団地は新鶴沼台と名付けられた。

字茅場	七七八六一	山林	一町五畝二歩
同	七七八六一六	畑	一反一八歩
同	七七八六一一五	畑	一八歩
同	七八〇一一	山林	一五町六反四畝一八歩
同	七八〇一一二	同	二反三畝二四歩
同	七八〇一一九	同	五畝二七歩
同	七八〇一一二	保安林	一町二畝二二歩
同	七八〇一一三	同	七町歩
同	七八〇一一四	同	四反歩
同	七八〇一一五	同	四反歩
同	七八〇一一六	同	七反歩
同	七八〇一一七	同	四町一反三畝八歩
同	七八〇一一八	同	二町六反一畝四歩

（計三三町三反七畝二〇歩）

七、茅場（宝積寺町）の区画整理

昭和四十九年には区画整理準備委員会が発足し、昭和五十年から昭和五十六年にかけて施行された事業で、事業規模は借入金総額で八千万円、昭和五十六年度の決算で二千三百万円ほどであった（清算組合議案）。

区画整理の結果、二番宅地一七・七二平方メートル、同二番三九・四二平方メートル、同二三番宅地六六・五一平方メートル、同二四番宅地四九六・三七平方メートル、同二番宅地六六・六六平方メートル、同二番宅地三三〇・八九平方メートルが換地されている（年月不明精算調書）。また、平成三年九月二日には、同区画整理組合では南町共有土地に対して、減歩地積一〇三八・二二平方メートル分として、二千六百六十三万三千円を還付する通知をしている（調書）。

八、戦後の規約改正

昭和三十三年八月二十四日の共有土地規約

共有土地管理行政執行規約

本規約は、昭和十二年四月十二日付土地共有契約公正証書正本によるものにして、一部訂正し、共有者一同の協議をもって締結すること左の如く定む。

左記

第一条 共有土地の管理者七名を置く。

選出地区別人員。

一、南町地区 四名、一、宝積寺地区 二名、一、山崎地区 一名、

共有者はこれを選出し、其の任期一年とす。但し満期再選を防げず。

第二条

管理者は、共有者の代表執行権を有するものとす。事務一切を総括し、会計事務を兼掌し、且つ規約違反者に対し処罰執行行為及新加入者に関する一切の手續を履行するものとす。管理責任者（代表）及会計主任は管理者これを南町二年、宝積寺一年五選するものとす。但し会計主任は管理責任者これを兼ねることを得。

第三条

共有土地の所有権は各自平等であること。

第四条

共有者は共有土地に対し、別に定むる協定方法に基き、利殖増進を図るものとす。

第五条

共有者は互に土地の分割は絶対を要求、又は其の所有権を他に移転し、並に何等物権を設定することを得ず。違反者は共有権を没収するものとす。

第六条

共有者中、其の本籍又は住所を特定地区（南町・宝積寺・山崎の三地区）外に移転したる時は、持分の所有権を他の共有権者全部に対しこれを譲渡すると同時に、登記証書氏名を抹消するものとす。依つて譲渡人一世（代）とす。

この場合、譲受人たる共有者は、時価の如何に拘らず、金一万円也を譲渡人に交付し、

直に登記証書氏名抹消をし、これが費用は譲受人（管理責任者）の負担とす。但し、金額（一万円也）に対しては、管理行政上不合理と認むる時は、管理者協議の上変更することあるべし。

第七条

前条に依る脱退者において、本籍並に住所を特定地区内に復帰し、土地共有に加入することを申込たる時は、管理者は其の年の加入金に準ずる金額を提出せしめ、これを許諾し、其の日より共有権を付与するものとす。これが登記手續を踐行し費用は加入者負担とす。

第八条

共有者の家族にして、新たに特定地区内に分家をなし住居し、總ての義務を負担するものには、管理責任者に第七条の加入金に準ずる金額を納付し申込むるものとす。共有権は申込受付年の翌年一月一日より満三ヶ年後に付与するものとす。これが登記手續の費用は分家者負担とする。

第九条

他市町村より特定地区内に移転したる者に対しては、土地共有権を付与することを得ず。

第十条

共有者中、廃家を為し、特定地区内の他家に入籍したる時は、共有権を消失するものとす。但し廃家となりたるも、廃家を復活し、相続者申込たる時は、其の限りに非ず。これが復活期間六ヶ月以内に申込むこと。

第十一条

共有土地より生ずる所得は、先ず共有土地に関する費用に充当し、尚剰余ある時は、共有者に配当するものとす。共有者總會を開き任期一ヶ年の状況並に決算報告をなすもの

とす。これが管理決算日は、毎年十二月とす。

第十二条 但し、特別会計として執行するものに有りては、管理者協議又は総会によるものとす。共有土地の管理に付て、人夫使用の場合はこれを賦役とす。

但し、管理上其の状況に応じては、管理者協議の上、人夫賃支払ふことを得、管理遂行上、共有者出不足に關しては、管理者協議に依り執行すること。

第十三条

共有権管理執行に基き、違反事項左記の如し。

- 一、共有土地並に物件の共有権に侵害と認むる一切の件。
- 一、管理者の指示に反する一切の件。
- 一、年貢滞納、其の他好しからざる行為。

右事項に違反したる者は、管理者は共有者代表執行権を以つて、協議の上一年以上の共有権を停止するものとす。

第十四条

前条を無視し、管理行政執行上余り有る不都合者に対しては、共有者総会に依り、除名さるるも異議なし。

第十五条

本規約に定めなき事項は、民法並に一般會議法に依るものとす。

第十六条

本規約は、共有者三分の二以上の同意がない場合は、これを変更することを得ず。

第十七条

管理者に対し、総会の決議に依り報酬を贈与するものとす。

以上

その後、二十四年を経た昭和五十七年八月に、規約が改正されている。それ以降の財産処分を除くほかは、この規約が今日まで運用されてきたので、次に掲げることとする。

共有土地管理執行規約

この規約は、昭和参年四月壹式日付土地共有契約公正証書正本を基とし、共有者鷺見佐門外式壹四名全員の協議によつて、その一部を訂正次の共有土地の管理について定めたものである。

共有土地の表示

各務原市鶴沼宝積寺町	
同	五六番 畑 壹参〇平方米
同	五七番 畑 参七式平方米
同	五八番 畑 参壹六九平方米
同	六式番 山林 七七平方米
同	六七番 山林 四〇六平方米
同	七五番 山林 式六平方米
同	九壹番 畑 八四平方米
同	九貳番 畑 六八平方米
同	九参番 畑 壹壹〇平方米

同	所 九五番	畑	式〇貳平方 米	
同	所 貳貳貳番	宅地	六九・八八平方 米	(弘法堂)
同	所 貳貳貳番	宅地	四貳六・四九平方 米	(公民館)
同	所 貳貳七番	畑	九九平方 米	
同	所 貳貳八番	宅地	壹・八〇平方 米	(公民館)
同	所 貳參壹番	山林	壹四七平方 米	(公民館)
同	所 貳參貳番	宅地	四參・六四平方 米	(公民館)
同	所 貳參參番	宅地	八九・參六平方 米	(公民館)
同	所 貳參四番	宅地	五七・四六平方 米	(二〇三平方 米)
同	所 貳四〇番	山林	貳壹六平方 米	(五七・五亮却 横山氏)
同	所 貳四貳番	山林	參八五平方 米	(消防庫)
同	所 貳四四番	山林	參壹六平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	同町二丁目 八貳番	畑	六五平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	同町三丁目 六參番	山林	九八〇平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	所 六五番	山林	壹參〇九平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	所 六六番	山林	五壹五平方 米	(五七・二亮却 三尾氏)
同	所 壹貳貳番	山林	貳八壹平方 米	
同	同	同	同	
同	所 壹壹七番	山林	壹九貳五平方 米	
同	所 壹壹九番	畑	貳壹〇平方 米	
同	所 壹貳壹番	山林	五五四平方 米	
同	所 壹貳參番	山林	七七五平方 米	
同	所 壹貳五番	畑	八・〇八平方 米	
同	所 壹貳六番	山林	參五平方 米	
同	同町五丁目 七參番	畑	參八九平方 米	(五八・二亮却 横山氏)
同	所 壹六九番	雑種地	四貳平方 米	(貞照寺前ゴミ 置場)
同	所 壹七〇番	山林	六參平方 米	
同	各務原市鶴沼南町三丁目 壹貳六番	畑	貳六平方 米	(畑中地蔵)
同	同町四丁目四壹番	宅地	壹四八・八〇平方 米	(郷倉)
同	同町六丁目壹〇五番	畑	七參〇平方 米	(公民館)
同	所 壹八九番	宅地	貳參四・七壹平方 米	(弘法堂)
同	所 壹九壹番	畑	壹貳貳平方 米	
同	各務原市鶴沼山崎町五丁目 四七番	山林	四貳平方 米	(秋葉様)
同	同町七丁目 五貳番	山林	貳參四平方 米	(山神様)
同	所 壹參參番	宅地	參參・〇五平方 米	(葉師堂)

同	所 九五番	畑	式〇貳平方 米	
同	所 貳貳貳番	宅地	六九・八八平方 米	(弘法堂)
同	所 貳貳貳番	宅地	四貳六・四九平方 米	(公民館)
同	所 貳貳七番	畑	九九平方 米	
同	所 貳貳八番	宅地	壹・八〇平方 米	(公民館)
同	所 貳參壹番	山林	壹四七平方 米	(公民館)
同	所 貳參貳番	宅地	四參・六四平方 米	(公民館)
同	所 貳參參番	宅地	八九・參六平方 米	(公民館)
同	所 貳參四番	宅地	五七・四六平方 米	(二〇三平方 米)
同	所 貳四〇番	山林	貳壹六平方 米	(五七・五亮却 横山氏)
同	所 貳四貳番	山林	參八五平方 米	(消防庫)
同	所 貳四四番	山林	參壹六平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	同町二丁目 八貳番	畑	六五平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	同町三丁目 六參番	山林	九八〇平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	所 六五番	山林	壹參〇九平方 米	(五八・二亮却 阿部氏)
同	所 六六番	山林	五壹五平方 米	(五七・二亮却 三尾氏)
同	所 壹貳貳番	山林	貳八壹平方 米	
同	同	同	同	
同	所 壹壹七番	山林	壹九貳五平方 米	
同	所 壹壹九番	畑	貳壹〇平方 米	
同	所 壹貳壹番	山林	五五四平方 米	
同	所 壹貳參番	山林	七七五平方 米	
同	所 壹貳五番	畑	八・〇八平方 米	
同	所 壹貳六番	山林	參五平方 米	
同	同町五丁目 七參番	畑	參八九平方 米	(五八・二亮却 横山氏)
同	所 壹六九番	雑種地	四貳平方 米	(貞照寺前ゴミ 置場)
同	所 壹七〇番	山林	六參平方 米	
同	各務原市鶴沼南町三丁目 壹貳六番	畑	貳六平方 米	(畑中地蔵)
同	同町四丁目四壹番	宅地	壹四八・八〇平方 米	(郷倉)
同	同町六丁目壹〇五番	畑	七參〇平方 米	(公民館)
同	所 壹八九番	宅地	貳參四・七壹平方 米	(弘法堂)
同	所 壹九壹番	畑	壹貳貳平方 米	
同	各務原市鶴沼山崎町五丁目 四七番	山林	四貳平方 米	(秋葉様)
同	同町七丁目 五貳番	山林	貳參四平方 米	(山神様)
同	所 壹參參番	宅地	參參・〇五平方 米	(葉師堂)

同 所 式巻四番巻 山林 参五巻六平方米 (粟師堂)

第一条

共有土地管理のため管理者七名を置く。

選出地区別人員は、南町地区四名、宝積寺地区三名、山崎地区一名とし、各地区共有者が之を選出、その任期は、一ヶ年とする。但し、再選を妨げない。

第二条

管理者の中から、南町二年、宝積寺一年を二巡後山崎一年の順により、管理責任者（代表）及び会計主任各一名を互選する。

第三条

管理責任者は、共有者の代表執行権を有し、事務一切を総轄、会議の議長となり会計主任は、会計事務一切を管理し、管理責任者と共に規約違反者に対しての処罰執行行為及び新加入者についての一切の手続を行うものとする。

第四条

共有土地の共有権は、各自平等である。

第五条

共有者は、共有土地について別に定める協定方法に基づき、利殖増進を図らなければならない。

第六条

共有者は、互に土地の分割を要求したり、その共有権を他に移転又は物権の設定をしてはならない。これに違反した者の共有権は没取するものとする。

第七条

共有者中その本籍又は住所を特定地区（南町、宝積寺、山崎の三地区）外に移転した者は、その共有権を他の共有者全員に対して譲渡すると同時に持分全部の移転登記をするものとする。この場合譲渡人である共有者は、時価に関係なく金壹拾万円を譲渡人に

交付するものとし、前項の登記に要する費用は、譲渡人の負担とする。

但し、右の金額が管理行政上不合理と認められるときは、管理者が協議の上変更することができ。

第八条

前条による脱退者が、本籍又は住所を特定地区内に復帰し共有に加入することを申込んだ場合は、管理者は加入金として金壹拾万円を提出させた上で加入を認容し、その日から共有権を与えるものとする。この場合の登記手続費用は加入者の負担とする。

第九条

共有者の家族が新しく特定地区内に分家居住をし、総ての義務を負担する者は管理責任者に前条の加入金に準じた金額を納め加入申込みをするものとする。

前項の加入申込は、三月三十一日までに加入金を添えてするものとし、共有権は満参ヶ年後に付与するものとする。

共有権を得た者の登記手続費用は、加入者の負担とする。

第十条

他市町村から特定地区内に転入してきた者については、共有権を付与することはない。

第十一条

共有者が特定地区内の他家に入籍したときは、共有権を失うものとする。前項の者が復籍又は分籍し、六ヶ月以内に復活を申込んだ場合は、共有権を喪失しないものとする。

第十二条

共有土地から生じる所得は、先づ共有土地に関しての費用に充当し剰余を生じた場合は、共有者に配分するものとする。

第十三条

管理責任者及び会計主任は、毎年三月に管理決算をおこない、共有者総会を開いて、翌年度の状況並びに決算報告をするものとする。

第十四条

共有土地の管理について執行するものについては、管理者の協議又は総会に諮るものとする。但し、管理上その状況により管理者が協議の上人夫賃を支払うことができる。

管理遂行に当たつて労力の均等を図るため出不足料を徴収する場合は、管理者が協議の上取決め執行する。

第十五条

共有土地の管理執行についての違反事項は次のとおりである。

- 一、共有土地等につき共有権を侵害すると認める一切の件
- 一、管理者の指示に反する一切の件
- 一、地代等の滞納、その他共有について好ましくない行為

右の事項に違反した者には、管理者は協議の上で代表執行権により翌々年以上共有権を停止することができる。

第十六条

前条を無視して管理行政執行上不都合を行なう者は、共有者総会の決議で除名されても異議の申立はできない。

第十七条

この規約に定めのない事項は、一般会議要領によるものとする。

第十八条

この規約は、共有者の参分の式以上の同意がない場合は之を変更することができない。

第十九条 総会の決議により管理者に対して報酬を贈るものとする。

以上の規約について、共有者全員各条項を確認の上これを遵守することを誓い次に記名捺印する。

昭和五十七年八月二日

各務原市鶴沼古市場町四丁目壹四参番地

鷺 見 佐 門

各務原市鶴沼古市場町四丁目壹〇七番地

鷺 見 す み 子

各務原市鶴沼南町四丁目貳貳壹番地

大 竹 庄 之 進

(以下全会員の住所氏名省略)

その後、この規約について、平成三年七月三十日付で「念書」が作られており、南町共有土地から南町霊園管理組合が独立するに当たり、南町共有土地代表の河村十寸美氏と管理組合代表勝野進氏他四名とが署名している。また、平成五年には、第一条が改正され、会計監査二名をおくことになった。

第五章 南町共有土地に関わる史蹟・公共施設等

一、石頭山(城山)

幕末の地誌「美濃國雜事記」には、次のように記されている。

「城山古城」また、石頭山ともいふ。濃州各務郡鶴沼村属邑、南木曾川の側（たもと）に在り。志水山霧ヶ城の城主大沢和泉守正吉（一）の名を主、水ともいふ。居城。所領水築三千貫文の采地。南は数千丈の岩壁、眼下に木曾川流る。北東同じく数千丈の岩石聳え、古松枝を垂れ千岩秀で、競て蒼々たり。山の麓西の方に土居形、堀存在す。今民家の居屋敷と成る。北の方に諸士屋敷あり。今畑に成る。柳、繩（しな）手（て）と号する所あり。又北の方畑の中に三狐神森あり。城主居所の旧址の由。



城山祭（平成13年1月13日）

は、「山林中に安置しある無格社三ヶ所の神社は一ヶ所に移転なし、毎年例祭執行の場合は、其の当日前後、該神社へ至る通路は従前通

り旧慣に従い通行すること」を、乙（三輪）は黙認せらるるものとする」とあるように、山頂に一ヶ所にまとめられている。八龍社・御嶽社と山神である。

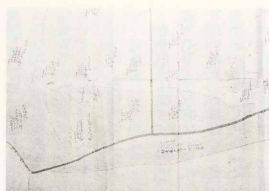
南町共有土地と南町区では、戦後も山神と大沢碑の祭礼を毎年一月十三日に行つてきたが、一時中断した所、近くで大火があり、中断のためではないかとの説もあつて、祭礼を再開して現在に至つている。祭礼は区と南町共有土地との共催で行つてきた。

二、南町弘法堂（観音堂）

その敷地は、南町共有土地の所有となつてきた。境内の石仏や碑等の中で最も古いのは名号碑で、「南無阿弥陀仏、安政二年乙卯五月、施主人・南町同行、取持同所村方」と刻まれている（鶴沼石）。その他は明治以降のものである。秋葉神社碑は、「鬼門金神、明治廿八年、村中安全」とあり（鶴沼石）、巡拝奉納塔は、「奉納、西国四国巡拝供養、坂東、秩父、明治三十五年一月、勝野太郎建立」（鶴沼石）、石造地藏尊立像は、台座に「明治四十二年八月、村中安全」とある（花崗岩）。その前置の石造香炉は「明治四十二年八月、川村栄次郎」とある（花崗岩）。石灯笼一對には、「村中



南町弘法堂（平成12年）



南町組共同墓地の字絵図（明治初期、当組合蔵）
（下は木曾川、上は北）

ことがわかる。墓地には、死者の霊を慰めるために六地藏が造立されるのが通例になっているので、当墓地にも篤志者によって造立されたのである。

墓地西寄りの広場は、かつては埋葬される死者の棺を置き、別離の儀式を行う場所であったが、火葬ばかりになった今日では盆施餓鬼の時以外使われていない。ここには鶴沼石製の棺台と供物台がある（江戸後期作）。また灯籠が一基あり、粗仕上げの竿に「享保三十一丙午歳二月廿四日」の刻銘がある（鶴沼石製）。

三、南町霊苑

この墓地の登記名義は、明治以来「南町組」となっていたが、昭和五十九年三月二十九日には各務原市へ所有権が移された。管理は南町共有土地から分離した南町霊苑管理組合が行っている。

この墓地の成立はいつ頃のことかはっきりしないが、墓地入口（北西部）の地藏立像は元禄七年（一六九七）造立なので、恐らくは少なくとも江戸初期から共同埋葬墓地として使われてきたのであろう。ただし、明治前期の字絵図によれば古くからの墓地は、現在の墓地の西半分ほどであったことがわかる。

在銘石造文化財は次のとおりである。上段に六地藏を両脇に控えて中央に立つ最も大型の地藏尊

は、右手に錫杖を持ち左手に宝珠を抱く立像である。鶴沼石製で「元禄七丁戌七月日」の刻銘がある。その右側には自然石製の「南無阿彌陀仏」という名号碑があつて、左側面には「明治三十三年十二月南町同行中」とある。念仏講の人たちによって造立されたのだらう。六地藏はこの二体の左右に三体ずつ立てられている。右からそれぞれに次の銘文がある。

- ① 畜生教主、為月亭照江信士、② 餓鬼教主、③ 地獄教主、④ 修羅教主、⑤ 人道教主、⑥ 天道教主、正徳三癸巳七月吉辰。

この銘文によれば、月亭照江信士という人の為に、某人（恐らくは妻か子）によって、正徳三年（一七一三）に造立された

安全、献灯、大正八年十二月」とある（花岡君）。明治・大正期の自然石には「正一位稲荷大明神写」とある。堂前の石造香炉の竿には、「奉、昭和三十一年十二月建立、勝野喜十郎、山田喜三郎、勝野有夫、煤田鋭尾」とある（花岡君）。平成十年には石鳥居も建てられている。なお堂西の社殿は、村国真崇田神社、天照大神宮、津島神社の三社である。

観音堂建築費として五十万円の内領収書がある（S31・2・5、大竹木材工業所、小林季美雄あて）。平成九年には、新大山橋架橋工事に関連して、取付け道路の改良の一端として敷地の一部が買収されたので、その代替として、南町六丁目一八八番三で一三・〇五㎡を取得した。

昭和五〇年三月十七日、霊苑北側の土地（山崎町八丁目七三〇七六）四〇八㎡を八百万円で日本ライン名鉄遊船株式会社と日本ライン遊船株式会社に譲渡した。これには、許容出来る限り駐車のための使用を認めることが特約事項とされている（契約書写）。

昭和五十八年四月一日、共有土地は、山崎町八丁目七五六八番二の墓地一反一畝七歩について、地先の使用を日本ライン安全協会と契約した。年額三十万円です。三ヶ年づつの更新の約束であった。この霊苑は、昭和五十八年九月二十六日の豪雨による木曾川洪水（五八水害）により墓地の一部が流失したため、改修工事によって面影を一新した。そして昭和六〇年九月十日には、使用者の募集が行われた。申込資格者としては南町・宝積寺・山崎の各区に昭和六十年四月一日以前から住んでいる者で、一区画標準で十五万円であった。

四、薬師堂

その創建は明確でないが、平成八年頃に伐採した拝殿脇の松の年輪が二百年余を数えることが出来たので、江戸時代中期には存在していたのは確実である。室町初期応永年間に土岐氏が鶴沼郷の牧野に創建した薬師寺（前掲）の名残りである可能性がある。

大正六年南町区総会決議（南町区有文書）によれば、南宝山薬師如来の夏祭典を旧八月十二日と定め、当日の祭典費として金三円也を支出することを決定している。

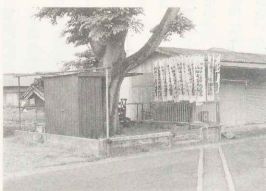
大正七年旧二月十二日には、薬師祭典を四月十二日と改めた（同）。そして、大正十年度より薬師夏祭りの費用を、金三円のところ、二円増加して金五円とすることを決定した（同）。

昭和三十七年十二月二十日、山崎観音敷地（山麓の弘法堂か）二坪分として三万円が町役場土庫課から支払われているが（昭和三十七年文書）、これは国道拡幅に伴うものであった。

昭和五十一年十月、国道二一号線の北側歩道新設に伴う拡幅が具体化し、実施の段階を迎えたので、観音様（石仏等か）と防火水槽を移動することに、山崎区長梶川朝夫氏からの申し出で同意した記録がある。昭和五十年代のメモによれば、敷地三五・六平方メートルは薬師如来の境内として使用しており、八二平方メートルが参道、一〇〇平方メートルが弘法堂敷地、一〇平方メートルが防火水槽として使用されていると書かれている。なお、昭和五十七年十月に、山崎の山神の敷地が売却契約されたため、山神石が薬師境内に移されている。

五、畑中地蔵

昔は畑の中に在ったためにその名が付けられたと思われるが、今は昭和四十年代のほ場整備事業によって、道路沿南側にある。



南町3丁目126番地の畑中地蔵

かつては一坪ぐらいの土地であったが、このほ場整備事業による増換地を受けて、今の地積二六平方メートルになっている。地番は南町三丁目二二六番地である。非課税地。延命地藏尊をまつり、南町区で屋形を引いて行く。祭礼は毎年八月二十三日である。祭礼では菓子配る。かつては畑中地蔵の前の道路で盆踊りをしたこともあるという。

六、郷倉

江戸時代には、南町の庄屋が管轄する区域（今の南町・宝積寺町・山崎町など）から集められる年貢を集積したのがこの郷倉である。明治以降は税金制となったので、この郷倉は使われなくなった。戦前からか、ここに青年団の集会所が建てられて使われてきた。また消防車庫と火の見櫓があったが、火の見櫓は老朽化したために、平成十二年に取りこわされた。今では集会所の建物に南町区の屋形を収蔵している。

なお、ここが村国真墨田神社の御旅所とされてきたので、桃山時代の天正以前はここに村国真墨田神社の前身である南宮神社があったものと思われる。かつては鶴沼城の城下町の中心部でもあったことになる。所在は南町四丁目四一番一で宅地。地積は一四八・八〇平方メートルである。

七、南町公民館

南町信用組合事務所として、現在地に大正四年に新築することになり、同年十月三日の区会で、区から五百円を補助することに決定した（南町区有文書）。それで、区的一般集会所や青年会場その他として使用するための権利を五〇%とすることになった。

戦後、この建物が老朽化したので、南町共有土地（南町区のみ）で建てかえることになり、昭和四十三年九月三十日に鉄筋コンクリート二階建の公民館が完成した。

昭和五十一年三月二十日には、公民館敷地境界が、南側で松園宅とクランク状になっていたのを交換して斜め直線とする契約がなされた。

また、従前から借地等によって公民館から南の県道に至る私道が開設されていたのを、平成九年に交換等によって幅四mで整備することになり、この幅四m、長さ三〇mの道路を市へ寄付して市道とした。



南町公民館の現況

大正十三年十二月二十四日の役員会で、山崎の火の見と半鐘についての修繕費その他経費は、今後南町区としては無関係ということで山崎組と約束が出来たとある(同)。次第に山崎区として独立の機運が盛り上がっていたことが推定される。

昭和十五年頃、山崎区として南町区から宝積寺区と共に独立したが、これには、山崎町の医師で町長の磯野誠道氏の尽力があったといわれている。

戦後の昭和二十五年に、山崎クラブ(公民館)の借地料を、加藤金次郎氏に対して東町区と折半で支払いを開始しているので、この頃公民館が建てられたかと思われる。

この山崎クラブが在ったのは、津島社の隣接地で、国道二一号線から都築紡績鶴沼工場への入口三差路西側に当る。のち、都築紡績の誘致に際して、三差路を拡張するために立ち退きとなり、西北方二五〇メートルほどの天神社境内へ移転した。

八、宝積寺公民館

大正九年に十周年記念として刊行された南町信用購買販売生産組合の「組合事業一斑」には、「当組合宝積寺荷扱所」として、木造平屋建(間口六間半、奥行四間半)の建物が写っており、これが公民館としても使われてきた。

昭和四十年代になつて、この建物が老朽化したので、原山売却時(昭和四十五年)に、分配金を一年留保して、その貯蓄利息を基とし、寄付金等によつて建設されたのが、現在使用中の鉄筋コンクリート造りの公民館である。

九、山崎クラブ(公民館)と山崎町(山崎区)の成立

大正十三年一月五日の南町区長の国定定太郎こじょう申送事項に「山崎組は、宝積寺に付随するものとす」とあり(南町区有文書、江戸時代から明治・大正期にかけても、山崎組は南町区の一部と東町区の一部が混在する状況にあった。



宝積寺公民館の現況

第六章 会員入退会の記録（判明分のみ）

昭和十六、二十年（加入なし）

昭和二十二年

横山静夫氏加入（S21年）金五五〇円受入れ

加藤 定氏 同

横山義弘氏 〃（S21年） 同

昭和二十三年

広瀬藤四郎氏

五五〇円

横山 幹夫氏

同

昭和二十四年

大竹千蔵氏息子分家加入

五五〇円

加藤 正芳氏加入

同

昭和二十五年

大竹 照久氏分家

五五〇円

横山 忠一氏

同

昭和二十六年

川村 一郎氏分家

五五〇円

昭和二十七年

横山 茂氏

五〇〇〇円

昭和二十八年

大竹 康夫氏

五〇〇〇円

横山 宏氏

同

横山 実氏

同

横山 武夫氏

同

昭和二十九年

沢田 支雄氏

五〇〇〇円

山崎武藤□□氏

同

昭和三十一年

横山多津男氏

一万円

横山 翁氏

同

昭和三十三年

十一月二十一日 横山 正則氏 一万円
 十二月二十一日 大竹 豊司氏 一万円
 昭和三十六年加入
 横山 兼夫氏 一万円
 昭和三十八年加入
 勝野 実氏 一万円 丸山 孝氏 同
 勝野 明博氏 同 河村 博氏 同
 丸山 茂氏 同 勝野 政彦氏 同
 横山 勝一氏 同
 昭和四十一年加入
 横山 行年氏（宝積寺）
 昭和四十二年加入
 川村 錦次氏（南町）
 松本 終市氏（*g*）
 後藤 明氏（山崎）
 昭和四十三年加入
 榎田 兵二氏（南町）

西村 正広氏 一万円
 昭和三十三年十一月二十日承認分
 大竹 靖 横山 重夫 横山 宏
 横山 実 沢田 朋男 武藤 孝三
 横山 蒼 大竹 豊司 横山 兼久
 横山多津夫 西村一男 松岡 武
 河村 宗男 西村 正弘 榎田 光義
 河村 昌夫 横山 一夫 横山 一明
 武藤 幹夫の各氏 (19名)
 （計一八三名となる。）
 昭和三十三年十二月二十三日加入（S三十三土地収支覚による）
 河村 宗男氏 一万円
 松岡 武司氏 同
 榎田 光義氏 同
 横山 一夫氏 同
 横山 明氏 同
 昭和三十四年加入

勝野 輝明氏（南町）
武藤 年治氏（山崎）

昭和四十四年

十一月三日 横山隆広氏 退会（五万円）

昭和五八年

十月三十日 勝野洋二氏 十万円入

昭和五九年

一月二三日 武藤 明氏より十万円入

三月 三日 大竹 享氏より十万円入

三月十二日 横山繁樹氏より十万円入

昭和六一年

三月二十七日 横山はる、横山義忠氏退会 二〇万円払

平成元年 勝部寿朗氏より十万円入

平成三年

一月二十九日 榎田鉦尾氏退会 一〇万円

二月十二日 横山時雄氏退会 一〇万円

平成四年

一月一四日 西村芳樹氏退会 一〇万円

一月三十一日 武藤敦也氏加入 一〇万円

平成七年

四月十二日 大竹将夫氏退会 一〇万円

平成八年

一月 九日 勝野 有三氏退会 一〇万円

四月二三日 横山 祐子氏加入 一〇万円

平成九年

十一月三日 勝野洋二氏退会 一〇万円

平成十二年

三月 三日 勝野有三氏加入 一〇万円

武藤敦也氏退会 一〇万円

平成十三年

十二月 横山祐子氏退会 一〇万円

第七章 年表

明治三年	三ツ池区が、御料局(国)から字炉畑ほかの山林二四町余の払下げを受けたので、この頃南町区も払下げを受けたと思われる(三ツ池区有文書)。南町の城山に日本初の送電鉄塔二基が出来た(鶴沼町百年史)。
明治四二年 五月	南町区で村方取締規則を定め、山林等のことも規定した(本文)。
明治四三年 一月	大同電力㈱と字茅場に二基、大塚に一基の計三基の鉄塔建設賃貸契約。
大正一〇年 二月二九日	南町区長と三輪市太郎が、城山の賃貸借契約を締結。
大正一一年 三月二日	鶴沼村長と三輪市太郎が、城山の賃貸借契約を締結。
大正一二年 九月二八日	鶴沼村議会、これを承認。
大正一二年 一〇月二二日	南町区と三輪市太郎が契約。
大正一二年 一〇月一八日	字大塚のうち一町一反余を医師磯野誠道氏へ賃貸。
大正一二年 九月二二日	村長、共有地(区有地)処分について村議会へ提出。
大正一四年 九月二二日	磯野誠道氏と字大塚の賃貸借契約を更新。
昭和二年 一月	字茅場で三反余を川上さだに売却登記。
昭和三年 二月 六日	

昭和三年 二月 九日	同三反弱を川上さだに売却登記。
昭和四年 二月 七日	字大塚で山林四反八畝三歩を売却。相手先不明。
昭和七年 三月 二五日	中仙道を基点に、字合戸から東洞まで、東町と共同で林道開設の契約をした。
昭和九年 一月 二二日	字茅場で五畝七歩を貞照寺へ売却登記。
昭和一三年 七月 三三日	字大塚の一〇町六反余を名古屋の大西土地拓殖(光青不動産)へ売却交渉。
昭和一三年 二月	字大塚の一〇町余を大西土地拓殖に売却。二万二千円余。
昭和一六年 二月 三日	岐阜街道南の畑二反九畝余、航空本部買上げにより代金振込み。
九月	昔山売却代収入、原山東五百円、同西一三五〇円、東洞西二一五五円八〇銭、同奥二二〇〇円(計五二〇五円八〇銭)。
秋	年貢収入一六三八円四八銭
昭和一七年	字大塚、松売却代四三円六五銭の収入。
	茅場の山パラス採取代金一八〇円収入。
昭和一八年	昔山代金 原山東四五〇円、東洞東二三五八円、原山西三七〇〇円、東洞西一五五〇円、水青により原山入口の大洞溝修理に三〇〇円余支出。管理者(責任者) 勝野勝一氏。
	供出用材木を組合員で伐採、岐阜県中央地区木材㈱へ売却、代金二二三

昭和一九年

円一四銭の収入あり。年貢収入は一七六円一六銭。昔山代金は川村義一ほか三名より八七二六円一〇銭にのぼった。管理者（責任者）勝野勝一氏。

昭和二〇年

清水巻枯木（洪水での流木）売却代金一〇円の収入あり。松葉売却代金一〇円あり。昔山代金、原山八二八円、同二五〇〇円、長谷ヶ谷西二九三〇円八五銭、長谷ヶ谷東三九三八円五〇銭、原山マンガン鉱事務所より酒料一〇円。年貢は、一七九八円四二銭であった。支出は長谷ヶ谷山道（林道）修繕費に二〇円、昔山番給料五〇円、山崎集会所敷地半額分八円二銭などを支出している。管理者（責任者）勝野勝一氏。防空隊の防空用松丸太代金一〇九円五銭を役場から受入れた。

昭和二二年

昔山代金、原山東一八〇〇円、原山南四五〇円、長谷ヶ谷西六一七一円、同東九四五五円の収入あり。
貞照寺前の松を供出し、代金はカド新商店から九〇七円受領。
貞照寺前を開墾する土地割をした。
管理者（責任者）勝野喜十郎氏。
前年と同じく貞照寺前を開墾する土地割をしている。砂防工事の見立てに県から技師が出張してきた。

昭和二年

昔山代金、原山東六七〇〇円、原山西一七五〇〇円、長谷ヶ谷西二八五〇〇円、同東四二三〇〇円、貞照寺前の飛行機置場料金を川崎工場より九〇〇円受入れ。

長谷ヶ谷の松丸太供出。人夫賃一四九六円七六銭支払い。欠席者からは出不足金二六〇円を徴収した。松丸太は二三三本（七二石七斗九升四公勺）を伐出し、代金は六四六一円四六銭であった。管理者（責任者）勝野喜十郎氏。

昭和三年

昔山代金、原山西三四五〇〇円（横山鉄夫氏、東洞西五五五〇〇円）（横山金一氏、東洞東陸五一〇〇〇円）（横山兼夫氏、東洞表一九〇〇〇円）（武藤祥春氏、昔山テント盗難のため負担金一〇〇〇円）を受入れ、砂防工事の設計の為技師に昼食米代を三八四円支払っている。管理者（責任者）勝野喜十郎氏。

昭和三年

昔山代金、横山賢次氏二万円、勝野春市氏二万二千元、丸山氏五万円、横山重信氏五万円、勝野春市氏二万七百元、横山重信氏四万八千元、丸山兼松氏四万五千二百円、横山源助氏六万一千五百円、横山賢次氏二万二千元。

昭和二十二年年貢代二九五八円四二銭。新制中学校建設費の耕作地分一

昭和二六年

二月二八日
四月一日
七月七日
一〇月一三日
一〇月一三日

幸太郎氏一〇万円、武藤鎮三・武藤一夫氏一八万円、川村又吉氏一五万円、横山鉄夫氏六万八千五百円、横山松夫氏九万八千円、役員は前年と同じ。
松食虫の松伐り代八五〇円役場より。
清水石場道路年貢三百円受入れ。
葎山代金、山田喜三郎氏（原山東）一〇万三千円、武藤一夫氏（原山西）三〇万六千円、横山馨氏（長谷ヶ谷西）三八万一千円、横山松尾氏（長谷ヶ谷東）三五万円、武藤専一郎氏（長谷ヶ谷表）三八万二八八〇円。
山崎クラブ宅地年貢（三三坪）加藤金次郎氏へ支払い。
宝積寺山火事、消防費用三五八〇円支払い。
大洞道路掘り下げ工事。東町と半分出費二五〇〇円。
宝積寺新開地と宅地の面積調査。
合戸池付近道路修理。東町六〇人、南町三〇人の人夫を出す。
地方事務所員設計による宝積寺から金田に通じる道路開発の負担金一五五〇〇円支出。
松茸山不作に付、見舞金として一〇万円支払い。管理者（責任者）勝野喜十郎、役員川村嘉一、勝野貞一、大竹正浩、横山清太郎、横山操、加藤

昭和二四年

昭和二五年

〇八五円を区長経由で支払い。同じく山林割りとして一五五八円五六銭を区長経由で支払い。管理者（責任者）勝野喜十郎氏。
土取り代金五〇円をカド新商店より受入れ。大竹請負人より、清水河原より石あげ道路年貢として一〇円受入れ。山崎弘法堂年貢一四三〇銭、加藤氏より受入れ。

葎山代金横山鉄夫氏（長谷表）四万一千円、勝野専一氏（原山）五万五千円、東町清水氏（長谷西）八万二千円、横山源助氏（長谷中）九万円、横山鋭夫氏（長谷表）四万一千円、横山源助氏（長谷中）七万九千円、横山保一氏（原山東）四万四千円。

中学校建設費三八三〇円を区長経由で支払い。山林境界調査に六人分日当支払い。土地係代金（責任者）勝野喜十郎氏、役員川村嘉一、勝野有夫、横山清太郎、横山操、加藤金次郎。

南町青年会祭典費二万円支出。船速から清水河原への通路年貢一〇〇円収入。山崎クラブ借地料、東町と折半で加藤金次郎氏に支払い。
天神川の小森杵修理。金田池落ち口に橋工事（二万六百元）。宝積寺山火事の夜食代一千元支払い。
葎山代金、横山鉄夫氏七万五千円、河村又吉氏六万円、横山松夫、加藤

昭和二九年	九月三日	葺山代金、国定巖氏（長谷ヶ谷）一七万六二五〇円、横山源助氏（東はぜ）六万円、同（はぜ西）一六万五千元、横山重信氏（はぜ東）八万六千元、同氏（はぜ）一五万円、勝野憲一氏（原山）八万円、同氏（原山西）二〇万五千元、勝野春市氏（原山東）三万円、同氏（原山東）六万三千元。 城山祭あり。
		鶴沼駅改修祝賀会へ寄付金三千元。 ハンの木植樹。入夫費七人分支払い。一八〇〇円。 山崎クラブ借地料支払い。五二二円七二銭。 管理者（責任者）勝野喜十郎氏、役員大竹謙次、勝野有夫、勝野春市、加藤金次郎、横山操、横山飢一の各氏。 宝積寺乗船組合横山操氏より道路年貢二〇〇〇円入。 林道沿栝木松売払い。 城山年貢三万五千元入。 城山祭。
	一月二日	
	二月 九日	打越新道路敷地の松伐り入夫費支払い。
	二月二日	長谷ヶ谷の雪折れ松伐り。入夫費四五〇〇円。

昭和二七年	二月 九日	松苗植林代、入夫費二五分共一万一千六百五十円。 ハンの木苗代、二千本分二二〇〇円役場へ支払い。 管理者（責任者）勝野喜十郎、役員大竹謙次、勝野貞一、大竹吉五郎、加藤金次郎、横山操、横山清太郎。
	四月 八日	葺山代金、横山馨氏四万円、横山鉄夫氏四万円、武藤金吾氏七万円、河村利宗氏五万円、榎田鉦尾氏六万円、九万八千八百円（残金）、武藤金吾氏より一六万五千元（残金）、河村利宗氏より一九万五千元（残金）、榎田鉦尾氏一八万五千元（残金）。
	九月	山崎クラブ借地年貢加藤氏へ五二二円七二銭支払い。 弘法様（南町弘法堂か）前土地道路敷地代、役場より一八九〇〇円入。 城山年貢一万円入。
	二月三日	
	五月一〇日	
	五月一日	林道工事。

藤金次郎。

清水砂利場道路年貢、勝野春市氏より三百円。

打越付近の松食虫伐採払い代一二五〇円入。

都築紡績敷地に六反六畝一〇歩売却。

昭和三年	
一月二日	城山祭
一月三日	林道測量立会。
一月二三日	砂防工事測量。
五月二日	国道拡幅測量立会、葉師山桜木販売。
八月二日	国道改良工事の為の補償書(宝積寺、大塚分)支払い(通知文)。
八月二四日	はせヶ谷杉山下草刈、人夫賃七人分支払。
八月三二日	茅場内植林地下草刈。
九月 四日	やせ山測量、杭代、大竹製材支払。
一月 九日	茸山代金、山田悦夫氏一万二千円、榎田鉸尾氏三万円、勝野勝美氏一万円、横山鉄夫氏三万円、榎田鉸尾氏三万五千円、松本佐吉氏二万円。
一月 十日	茸山代、勝野勝美氏二万五千円、勝野春市氏六万五千円、横山松雄氏三万八千円。
一月 二日	茸山代、山田悦夫氏二万八千八百円、榎田鉸尾氏四一五〇円。
二月 二日	弘法堂古屋売却代一万円入。
同	清水石上場道路年貢、宝積寺舟組合より二万八千円入。

昭和三〇年	
二月二三日	山崎クラブ借地料支払い五二三元。
二月二六日	葉師山売渡しに付、雑費等支払い。同測量に付、助役・石黒・渡辺氏昼食。土地代金一宮市より三三万三千円入。はせヶ谷(字東洞東洲五八六八山林四反歩を十六万五千円で買入れ(領収書)。
五月二七日	山崎クラブ借地料支払い五二三元。
五月二七日	管理者(責任者)勝野喜十郎、役員大竹謙次、大竹吉五郎、勝野春市、加藤金次郎、横山鈺一、横山操氏の各氏。
五月二七日	前年分清水河原石掲げで道路年貢、横山操氏より五千円入。
五月二七日	原山枯松、カド新材木店へ売却代四八〇〇円入。
五月二七日	城山年貢前年分二万円入。
五月二七日	茸山代金、加藤幸太郎氏一六八九〇円、勝野勝美氏八万五〇〇円、横山源助氏三万二千円、武藤金吾氏四万三五〇〇円入。
五月二七日	砂防工事測量あり。
五月二七日	城山祭
五月二七日	長谷ヶ谷道路測量あり。
五月二七日	宝積寺林道敷地協定に付、勝野喜十郎、横山操氏出張、三月二日も。
五月二七日	城山荘につき、岐阜の弁護士と相談出張。
五月二七日	山崎クラブ借地料支払い。五二三元。

昭和三四年	昭和三三年
一月二二日	一月二二日
二月一五日	一月二三日
三月 八日	五月 一日
一〇月二〇日	一〇月二〇日
一月 一日	一月二八日
二月 九日	二月 九日
五月 一日	五月 一日
七月 三日	七月 三日
一〇月二二日	一〇月二二日
十一月二八日	十一月二八日
十二月三二日	十二月三二日
二月 九日	二月 九日
五月 一日	五月 一日
七月 三日	七月 三日
一〇月二二日	一〇月二二日
十一月二八日	十一月二八日
十二月三二日	十二月三二日

トネル山で松伐中、国道の自動車に落下、修理代一万五千円。
 城山年貢三万円以下計十二万円入。
 県より造林事業調査出張あり。
 砂防工事測量費支払、四四二〇円
 葺山代金、一六万二五〇〇円入。
 船組合年貢一万八千円入。
 山崎クラブ借地年貢一四〇〇円支払。
 配当金一七五名に各一二〇〇円支払。
 管理者(責任者) 大竹正浩、役員川村丑吉、松本項、大竹千藏、武藤金吾、横山鉄夫、横山飢一の各氏。
 城山祭。
 貞照寺付近測量費二一〇〇円支出。
 長谷ヶ谷へ大安寺洞から林道を開設するため、東町・南町承諾書提出。
 風倒木代金三万五千円入。
 葺山代金、横山鉄夫氏、九四〇〇円、横山馨氏一万円、鷺見佐門氏一万七千円、勝野春市氏五千円、マルヨより二五五〇円、山田悦夫氏八千円。
 船組合より年貢一万八千円入。

昭和三三年	同
一月二二日	一月二〇日
一月二三日	一月二〇日
五月 一日	一月二二日
一〇月二〇日	一月二三日
一月二八日	五月 一日
一月二二日	一〇月二〇日
一月二三日	一月二八日
五月 一日	一月二二日
一〇月二〇日	一月二三日
一月二八日	五月 一日

区有地年貢入、三万九千七百四十四円。
 管理者(責任者) 横山飢一、役員横山鉄夫、加藤金次郎、勝野喜十郎、勝野有夫、山田喜三郎、榎田鉦尾。
 国道土地代追加金入、二万七六五二円。
 都築紡績鉄塔年貢、一五〇円。
 城山祭
 ハセ谷道路架橋工事協力費を西町へ支払、一五〇〇円。
 ハセ谷の松伐の為の道開き。全員。
 城山年貢三万円入。以下四期まで計十二万円入。
 葺山代金、十五万三七〇〇円入。
 国道敷地測量立会。
 山崎クラブ借地年貢一〇四〇円支払。
 配当金支払い一七五人、一人当り一五〇〇円。
 管理者(責任者) 大竹正浩、役員勝野春市、川村時夫、大竹千藏、武藤金吾、横山鉄夫、横山飢一。
 城山祭
 ハセ谷道開、全員一七三名。

昭和三七年	昭和三六年
一月二日 一月二日 一月三日	一月二日 二月二日 三月二日 三月五日 五月六日 七月七日 九月十日 一〇月三〇日 一一月二三日
城山荘契約の為役員会 雨之宮祭投餅。	城山祭 東町と共同枯松検査 東洞松杉苗植込み、入夫賃等五七〇〇円私。 城山荘年貢三万円入。以下四期十二万円入。 東洞造林地現地検査。 東洞松茸山道路修理費、東町区長へ支払い、三千円。 松茸山代金一万四千六百元入。 丸安井戸敷地年貢一万八千円入。 茅場国道拡幅土地代五万円入のうち、小作者へ四割金七二〇〇円支払。 山崎クラブ借地料、山神年貢、加藤金次郎氏へ支払一〇五二円。 各戸へ配当金、一七七人へ計一七万七千円。 管理者(責任者) 河村丑吉、役員大竹悦美、松本好弘、国定藏、武藤一夫、横山鉄夫、横山飢一の各氏。

昭和三五年	同
一月二日 二月五日 三月六日 四月四日 四月二〇日 五月七日 七月六日 九月六日 一〇月二七日	同 同 同 同 同 同 同 同 同
城山祭 丸安食品㈱後藤潔氏と、字清水の工業用井戸による濁水の補償契約をした。 丸安の井戸の件につき立会協議。 城山土地契約につき、役員会。 長谷ヶ谷、松杉の苗代役場より四六九二円入。 城山年貢三万円入。計四期分十二万円入。 植林検査につき、役員出張。 松茸山代金一万三千円入。 宝積寺山火事に付、消防員全役員夕食会。 国道敷地代七四三坪の畑、四坪の宅地等一七四万四七五二円、町役場より入。うち畑補償費に一〇万四四五〇円支出、小作権料四割を支払い、残金は一〇六万四九七七円(一戸当り配分六〇七九円)であった。 貞照寺西側で八〇坪を、坪百円で成田山名古屋別院へ賃貸契約。	山崎クラブ借地年貢一四〇〇円、加藤金次郎氏へ支払。 役員報酬五千円支払。 管理者(組合長) 横山鉄夫、役員横山飢一、武藤金吾、川村時夫、榎田錠尾、勝野太郎(辰二郎か)、大竹弘藏の各氏。

昭和四三年 二月 八日	名鉄（社長土川元夫氏）と字東洞五八六三一―一保安林、二六九四〇四㎡と東洞東洞三八六八一―四山林四〇三三㎡を、一億五千六百一五八千五百円で売却の契約締結（契約書）。全額支払は翌年一月一日と
昭和四二年	
昭和四一年 二月 四日	都築紡績へ売却した（契約書）。 字清水七四六四山林内で水道用地として二畝二九歩を分筆。 城山を三千九百三十四万円余で白川不動産へ売却した。 薬師堂を建築（覆い屋根か）三万三千円余支払い。
昭和三九年 一月	都築紡績の鉄道北側で国道との間の土地（大塚七六一―二）畑一七五坪余を都築紡績へ売却した（契約書）。 藤一夫、横山鉄夫、武藤松夫の各氏。
五月 二七日	梶坂卓街道南で一町二反余を小河年一氏（仲介人か）へ売却契約。
一〇月 一〇日	長谷ヶ谷老松売却代六万円入。
二月	舟組合年貢、横山操氏より一万八千円入。
同	貞照寺敷地料、八千円入。
同	山崎クラブ、山神年貢支払、一二六二円。
二月 三二日	丸安より清水井戸年貢入、一万八千円。

昭和三八年 二月 八日	関から松苗と肥料運搬費、五万円支払い。 城山年貢、三輪氏代人刈谷源太郎氏より入三万円、以下計十二万円入。
五月 一五日	城山祭。
五月 六日	薬師山、墓地枯木売却代二万五千百十円入。
六月 六日	各務原土地売買につき会議。
七月 二六日	城山年貢収入三万円、以下計十二万円入。
七月 二八日	各務原（梶坂街道南）売却、南町等の小作人同意。
八月 三〇日	城山鉄柱移転料、中電より五万円入。
九月 五日	松茸山代金一万八千四十円入。
二月 一九日	成田山より年貢入八千円。
二月 一九日	丸安の清水の井戸年貢、一万八千円入。
二月 二〇日	風倒木処分金入、六七五〇円。
同	山崎観音土地代、役場より二万円入。
同	山崎クラブ、山神年貢、一〇五二円支払。
二月 三三日	大塚国道土地代より、小作者横山金一氏へ六坪分支払、六千円。 管理者（責任者）武藤金吾、役員横山鉄夫、武藤松夫、国定蔵、大竹太郎、勝野春市、勝野高夫の各氏。

昭和四七年	三月 六日	であるのを払下げをうけるため、市の測量に東町組南町組が同意(同意書)。一宮市職員研修所進入路拡張として葉師境内を三・一、四・二町売却契約。清水七四六四一、山林二九四町を水源用地として三万円で市へ貸した(契約書)。代表者、武藤貞次氏。
昭和四九年	三月	字大洞六六四四番池四六〇(四平方メートル)(東町と共同使用の金田池)を市から公園敷地として東海土地へ売却してもらおうと市へ申請した。
	三月二〇日	南町公民館運営費名目で五百万円を代表者から市へ請求した。
	三月二四日	山崎町八丁目七五六八番二の共同墓地の地先使用を年十五万円で日本ライオン安全協会に認めた。
昭和五一年		總會で茅場七七八一三三が、五一九二と公簿にあるが、図面上にも現地にも無いので抹消することを決めた(議事録)。
		組合員総数二二〇名。
昭和五二年	三月二二日	役員、松本勇、勝野喜久男、河村十寸美、大竹兼久、横山鈞一、横山哲弘、河村京二の各氏。 山崎町九丁目五一―二、山林二九四平方メートルは、市水道用地として貸してきたが、売却する決議をした。平方メートル当り単価二万二千元の予定。

昭和四四年	三月二五日	この頃 小林住宅へ茅場七八〇―一二五、二六、二七で九〇九七㎡を二千六十七万円で売却契約。
	九月二〇日	組合代表横山鈞一氏より県知事平野三郎あて保安林内作業許可申請提出。茅場七八〇―一二六、二七で五千㎡の土石採取をするためと。
		茅場七七八六番一外、山林、一町二反で、前渡の丹羽真純氏(濃尾生コン)が、砂利採取をすることについて、四百八十万円の受取り契約をした(契約書)。
昭和四五年	一月二五日	舟山スキー場の看板を茅場に設置、年貢一万五千元。
	三月二六日	昭和四四年度決算配当金一人当り三万五千元支払。
	四月一〇日	宝積寺山売却金受入れ四億九千五百万円。同小作補償金三・三九四万円支払い。長良不動産へ手数料一千万円支払い。
	五月〇四六年二月	多くの組合員から、土地代金を担保に鶴沼農協から融資を受けるという同意書が、代表松本勇氏あて提出(原本有)。金額計四二二二万円。
昭和四六年	五月一〇日	四五年度代表、松本勇、役員、国定巖、武藤貞次、河村十寸美、横山鈞一、横山哲弘、河村京二の各氏。 東海土地および長良不動産の宅造の為、大洞六六四四のため池が国有地

昭和六十年	一月三日	城山祭。
昭和六〇年度	役員名不明。	
	七月二八日	子の日より土地売却代三千六百七十万円入。
	八月一日	同小作補償費支払い。
	十二月二日	山崎区祭礼屋形補助金二〇万円支出。
昭和六二年	一月二三日	城山祭。
	三月二〇日	さんえんより土地売却代金一千三百万円余入。
	三月二一日	昭和六一年度代表、横山照一、役員、加藤定、勝野一男、広瀬藤男、大竹兼久、河村十寸美、横山宏吉の各氏。
	三月二一日	同小作補償費支払。
	六月二二日	薬師駐車場建設費支払七〇万円。
昭和六三年	一月二三日	城山祭。
	一月二八日	田中電気工事へ土地売却（茅場の子の日付近）代金五百万円入。
	三月六く七日	伊豆方面へ一泊総会。一七〇名出席。
	三月二一日	旅行費支払い。四百六十万円余。
	三月二一日	承認、耕作料四割支払い。
昭和六二年	四月二一日	薬師祭。
	一月二一日	昭和六一年度代表、勝野一男、役員、大竹兼久、河村十寸美、松本好弘、加藤定、横山照一、横山宏吉の各氏。
	一月二一日	同、離作補償費支払、一千七百万円余。
昭和六四年	一月二三日	城山祭。
(平成元年)	三月一〇日	分配金二二八人へ各十五万円。
平成二二年	一月二三日	昭和六三年年度代表、勝野一男、役員、大竹兼久、河村十寸美、松本好弘、加藤定、横山照一、横山宏吉の各氏。
	一月二三日	城山祭。
	四月二二日	代表、横山宏吉、役員、加藤定、勝野一男、大竹兼久、河村十寸美、河村利宗、武藤鉦満の各氏。
	六月二六日	薬師祭礼。
平成三年	一月二三日	南町公民館と松岡家測量立会。
	一月二三日	城山祭。
	三月末	で組合員数二二六名。
平成二二年度	代表加藤定、役員河村十寸美、大竹兼久、勝野一男、横山宏	

昭和六一年	一月三日	城山祭。
昭和六〇年度	役員名不明。	
	七月二八日	子の日より土地売却代三千六百七十万円入。
	八月一日	同小作補償費支払い。
	十二月二日	山崎区祭礼屋形補助金二〇万円支出。
昭和六二年	一月二三日	城山祭。
	三月二〇日	さんえんより土地売却代金一千三百万円余入。
	三月二一日	昭和六一年度代表、横山照一、役員、加藤定、勝野一男、広瀬藤男、大竹兼久、河村十寸美、横山宏吉の各氏。
	三月二一日	同小作補償費支払。
	六月二二日	薬師駐車場建設費支払七〇万円。
昭和六三年	一月二三日	城山祭。
	一月二八日	田中電気工事へ土地売却（茅場の子の日付近）代金五百万円入。
	三月六く七日	伊豆方面へ一泊総会。一七〇名出席。
	三月二一日	旅行費支払い。四百六十万円余。
	三月二一日	承認、耕作料四割支払い。
昭和六二年	四月二一日	薬師祭。
	一月二一日	昭和六一年度代表、勝野一男、役員、大竹兼久、河村十寸美、松本好弘、加藤定、横山照一、横山宏吉の各氏。
	一月二一日	同、離作補償費支払、一千七百万円余。
昭和六四年	一月二三日	城山祭。
(平成元年)	三月一〇日	分配金二二八人へ各十五万円。
平成二二年	一月二三日	昭和六三年年度代表、勝野一男、役員、大竹兼久、河村十寸美、松本好弘、加藤定、横山照一、横山宏吉の各氏。
	一月二三日	城山祭。
	四月二二日	代表、横山宏吉、役員、加藤定、勝野一男、大竹兼久、河村十寸美、河村利宗、武藤鉦満の各氏。
	六月二六日	薬師祭礼。
平成三年	一月二三日	南町公民館と松岡家測量立会。
	一月二三日	城山祭。
	三月末	で組合員数二二六名。
平成二二年度	代表加藤定、役員河村十寸美、大竹兼久、勝野一男、横山宏	

平成 六年	四月二日 薬師祭。 城山祭。
平成 七年	三月二〇日 山代温泉で総会。一五五名出席。六二名欠席。計二七名。経費五二〇万円余。 四月二日 代表、武藤鉦満、役員、河村十寸美、勝野進、大竹鏡哉、松本正二、丸山友弘、横山宏吉の各氏。 薬師祭。 一月二三日 城山祭。 一月二八日 宝積寺一丁目土地売却代入。一八〇〇万円。
平成 八年	四月二日 代表、河村十寸美、役員、勝野進、松本正二、武藤鉦満、横山日出男、横山勝一、大竹鏡哉、監査委員、大竹太郎、横山義弘の各氏。 二月五日 薬師堂境内工事。 一月三日 城山祭。 三月二七・八日 総会、旅行。五五〇万円余支払。
	代表、松本正二、役員、河村十寸美、大竹鏡哉、武藤鉦満、横山日出男、横山勝一、勝野進、監査委員、大竹太郎、横山義弘の各氏。

平成 四年	七月 吉、勝野三千人、武藤鉦満の各氏。 九月二日 南町霊苑管理組合は昭和六〇年の墓地整備以来共有土地と共用して墓地の管理運営に当ってきたが、経理面でも独立した。補助金五〇万円支払。 六月〜十月 大塚土地区画整理組合（理事長大竹武司）は、南町共有土地へ二六三万三千円の還付金交付を通知した。 一月一四日 大塚土地区画整理地区土地売却（木戸、早川、板谷） 城山祭。
平成 五年	三月二〇日 総会、伊勢方面へ一泊 四月二日 代表、河村十寸美、役員、松本正二、勝野進、加藤定、横山宏吉、武藤鉦満、勝野一男の各氏。 四月二〇日 薬師堂石仏補修。大安寺、太田石材。 二月一八日 宝積寺町一丁目九三他土地境界立会い。 三月二〇日 薬師祭。 組合員へ分配金一人当り二〇万円。 代表、勝野進、役員、河村十寸美、加藤定、横山宏吉、武藤鉦満、大竹鏡哉、松本正二の各氏。

	四月二日	葉師祭
	八月 六日	役員会で解散に向けての自治会法人化を協議、保有土地の名義人の相続登記の推進も協議。
	十一月五日	葉師山の台風による倒木協議
平成一二年	二月二九日	葉師山と境内の芝刈り清掃、日当支払い。
	一月二三日	城山祭。役員会で解散に向け、各区の法人化準備、残務処理協議。
	二月二八日	葉師山倒木伐採代支払。
	三月	總會、各区の共有土地解散に伴う法人化について協議
	四月二日	葉師祭。
	五月一日	墓地について名鉄本社で協議。
	九月三〇日	墓地につき、法律相談料支払。木村弁護士。
平成一二年	一月一三日	城山祭。
		代表、武藤為彦、役員、横山藤綱、勝野進、山田喜久夫、榎田兵二、勝野清司、武藤金敏、監査、川村時夫、横山一光の各氏。

	四月二日	葉師祭。
	一月 五日	南町公民館入り口工事地鎮祭。
平成 九年	一月二三日	葉師堂境内下草刈り。
	一月二八日	南町弘法堂前県道拡幅、県市と打合せ。
	一月三〇日	南町公民館入口道路買収、三七五万円入。
	二月二七日	秋葉社（山崎町五丁目四七）、売却登記。
	三月一九日	配当金二一八名、各二〇万円。
	四月二日	代表、横山哲弘、役員、横山日出男、松本正二、河村十寸美、大竹鏡哉、勝野進、横山勝一、監査、大竹太郎、加藤定の各氏。
	五月二日	葉師祭。
	五月四日	葉師境内伐採代支払。
	二月二四日	県岐阜土木事務所用地課より犬山橋工事の為、観音堂敷地八・七三平方メートルの買収明細書交付あり。
平成一〇年	一月一三日	城山祭。
		代表、河村十寸美、役員、勝野進、榎田兵二、横山勝一、横山日出男、武藤為彦、大竹鏡哉、監査、大竹太郎、横山一光の各氏。

年	所在・地番	地目	地積	備考	移転先
一〇	南町六丁目一〇五番	宅地	七三〇・五七㎡	公民館	
一一	南町六丁目四一番	宅地	一四八・八〇㎡	郷倉	
一二	南町三丁目二六番一	雑種地	二六㎡	畑中地蔵	南町区自治会
一三	南町六丁目一八九番一	宅地	二二五・九五㎡	弘法堂	
一四	南町六丁目一八八番三	宅地	一一三・〇五㎡		
一五	宝積寺町一丁目九一番	畑	八四㎡		
一六	宝積寺町一丁目九二番	畑	一〇八㎡		
一七	宝積寺町一丁目九三番	畑	一一〇㎡	R21北側	
一八	宝積寺町一丁目一〇八番一	山林	一〇六㎡		
一九	宝積寺町一丁目二二番一	宅地	六九・八八㎡	弘法堂	宝積寺区自治会
二〇	宝積寺町一丁目二二番二	宅地	四二六・四九㎡		
二一	宝積寺町一丁目二二番三	山林	一三九㎡	公民館	
二二	宝積寺町一丁目二二番四	山林	八三・〇五㎡		
二三	宝積寺町一丁目二二番五	宅地	四三・六四㎡		
二四	宝積寺町一丁目二二番六	宅地	六六・五一㎡	消防倉庫	
二五	宝積寺町五丁目一六九番	雑種地	四二㎡	貞照寺前	
二六	山崎町七丁目二四番一	山林	三五・一六㎡		山崎共有土地
二七	山崎町七丁目二四番二	山林	二六㎡		
二八	山崎町七丁目二四番三	山林	二二・三〇五㎡	薬師堂	

南町共有土地所有地の名義変更予定一覧表

四月二二日	薬師祭。
九月二一日～二月二〇日	共有土地名義人集約事務。相続登記共。六四二万円余。
平成一三年 一月一三日	城山祭。
四月二二日	薬師祭。
八月～九月	解散後の薬師堂および城山祭の維持費について役員協議。
十一月二六日	宝積寺区自治会法人化認可。
三月～四月	南町共有土地の所有地を、各区等へ移管登記。
平成一四年 三月二二日	解散式典（総会）。
三月～四月	野清司、横山住雄、監査、川村時夫、横山芳己の各氏。
三月二二日	代表、榎田兵二、役員、山田喜久夫、勝野進、武藤為彦、横山藤綱、勝野清司、横山住雄、監査、川村時夫、横山芳己の各氏。

あとがき

本書は、成立以来百年余の歴史がある南町の財産区である南町共有土地の歴史を、残された史料に基づいて記述したものである。その前書きとして、鶴沼東部の歴史編を付加し、歴史の流れをふり返ることも併せることにした。南町共有土地は、昭和十六年十二月二十五日までには南町区（責任者区長）で運営されていた。さらにさかのほれば、大正十四年十月二十四日の稲葉郡長の許可を得て、はじめて区の自由意志で土地の処分が可能となったもので、それ以前は、所有は南町組であるものの、鶴沼村長の許可と村議会の議決がなければ処分は不可であった。このように順次処分方法等が正されて行ったのであるが、戦後の開発ブームのなかで、当財産区の所有山林のほとんどは次々と売却されてゆき、宅地等に変わった。

歴史編で述べたように、これら南町共有土地の所有地は、元來尾張藩有地がほとんどであり、明治維新と共に、一旦は国有地となった。その後明治中期以降になって、村人の努力で順次村有に、あるいは財産区有に払い下げられていったのである。今回当財産区所有の資料を見る限りでは、国有地からの払い下げ文書などが無いために、その経緯をたどることは出来なかった。三ツ地区有文書等によって推定する以外に方法は無かった。

当組合の百年にも及ぶ長い歴史について、その活動の状況を細大洩らさず記録することが本書の目的であるが、代々の代表者が申し送る中で欠落した資料も多く、完全な記述を目指すことが出来なかつたのは心残りである。しかし、今解散の時に当って、何らの足跡も残さないのはいかにも残念だとの声によって、及ばずながら筆を執つた次第であり、私の力量不足については御許しいたできたと思う。制約された時間の中でまとめたことなので、見落しや思わぬ誤りもあるかと思うが、これまた御赦願います。

なお、本書を書くに当って、多くの先学諸兄から御助言や協力をいただきました。末尾ながら厚く御礼申し上げます。また、本書が、将来に亘って何かを調べる時の手がかりとなるように、出来るだけ具体的に人名や金額を入れることに努めたので、これがかえって不快な面を招くことも恐れる。その場合、こうした編集の主旨を御理解下さるよう切にお願い申し上げます。

また、著作編集は奉仕で行いましたが、鶴沼地域の人などで、歴史に興味のある人にも入手可能とするため、一部実費領布とさせていただきますのでよろしくお願ひします。

平成十四年三月吉日 横山住雄 識

各務原市鵜沼 南町共有土地沿革史

2002年3月20日 印刷

2002年3月25日 発行

発行者／南町共有土地 代表 榎田兵二

著作・編集／濃尾歴史文化研究所 横山住雄

〒509-0124 各務原市鵜沼山崎町9丁目101番地
TEL.0583-84-1983

印刷所／有限会社 三星印刷



